

居延漢簡の集成二

——破城子（ム・ドルベルジン）出土の定期文書二完——

永田英正

一 はじめに

二 陳夢家氏の破城子を居延都尉府とする説の批判

三 破城子出土の定期文書

(一) 帳簿表題類（以上前號掲載）

(二) 帳簿本文類（以下本號掲載）

四 むすび

三 破城子出土の定期文書

(二) 帳簿本文類

前節において破城子出土の定期文書のうち帳簿表題關係の木簡を分類整理したが、次にその分類にしたがって帳簿の本文にあたる木簡類を整理する。なお書式の理解のために、比較的完好で寫眞の鮮明なものをできるだけ各形式につき一點づつ選んで示すことにした。釋文の下（ ）内の圖版番號は本號掲載の圖版である。

I 吏卒見在員

イ 「吏卒名籍」

a

1 居延甲渠候史居延□□里□□年廿九 毛・七 圖三六 甲五九

2 居延甲渠士吏延壽里 □ □ 言・六 圖三三

3 ☒ 渠候長饒得萬歲里鄭赦年卅七 ☒ 一四・三 圖二七、三五

甲八七

4 居延甲渠次吞縣長公乘范收 □ □ 二七・六 圖三六 甲五九

5 居延甲渠第六縣長公乘王常利 □ □ 三七・三 圖四二

6 居延甲渠第廿八縣長居延始至里大夫孟憲年卅六 □ □ 五・二

圖一九 甲四三

7 居延甲渠却適縣長居延陽里 □ □ 四〇・八 圖二六

8 止北縣長居延果山里公乘葉道年廿八 □ □ 三・元 圖六八 甲三〇

- 47 上維里王聖年廿六 吾五 圖一吾
- 48 ☒ ☒ 當遂里大夫向朝年廿三 吾三 圖八九
- 49 ☒ 東里公乘何莎年廿五 ☒ 吾五 圖一允 甲三允
- 50 ☒ 陽里王常富年廿三 吾六 卷二 圖二吾 甲三七
- 51 ☒ ☒ 蓬里公乘蘇解年 ☒ ☒ 三六三 圖四八
- 52 ☒ ☒ 汜中里公乘張 ☒ 年 ☒ ☒ 一六三 圖六允
- 53 ☒ 臨仁里劉揚 ☒ 吾三 圖一八
- 54 ☒ 平明里王鳳 ☒ 二四八 圖六一
- 55 ☒ 鄆定陽里高 ☒ 吾六 圖五
- 56 ☒ 鄆 ☒ 陽里 ☒ 二七二 圖五三
- 57 ☒ ☒ 西利里士 ☒ 卷二 圖七
- 58 ☒ 公乘張歸年廿五 ☒ 二六四 圖四四
- 59 ☒ 王煥年廿六 ☒ 四〇〇 圖六七
- 60 ☒ 安年卅 ☒ 一八六 圖三〇
- b
- 1 城北候長徐弘 吳三 圖三六 甲四〇
- 2 城北候長李充 ☒ 六二五 圖三九 甲四七
- 3 居延甲渠候長載充 ☒ 二五三 圖四四
- 4 第十候長趙彭 ☒ 七九 圖一允
- 5 第十候長艾鉞 ☒ 六二五 圖三六
- 6 第十七候長王良 ☒ 三二七 圖六四

- 7 第廿三候長建國 ☒ 二四七 圖四九
- 8 ☒ ☒ 候長邛嚴 ☒ 三二九 圖八四
- 9 ☒ ☒ 候長張軌 ☒ 二五二 圖五四
- 10 ☒ 候長楊望 ☒ 二〇六 圖三五
- 11 甲渠候長 ☒ ☒ 一四六 圖三三
- 12 萬歲候長 ☒ ☒ 一五五 圖二七
- 13 甲溝臨木候長 ☒ ☒ 六二 圖六六
- 14 第四候長 ☒ 六二三 圖八三
- 15 第十守候長杜褒 ☒ 二六六 圖三三 甲四三
- 16 士吏李奉 ☒ ☒ 八四 圖二七
- 17 士吏周萬年 ☒ ☒ 一四〇 圖三三
- 18 士吏賈宗 ☒ 六六 圖一八
- 19 萬歲士吏范 ☒ ☒ 三二〇 圖六三
- 20 ☒ ☒ 士吏陳宗 ☒ 三三九 圖六五
- 21 令史蘇敵 ☒ 六六 圖三〇
- 22 ☒ 甲渠令史忠 ☒ 二四二 圖六一
- 23 甲溝吞遠候史 ☒ 昌 二〇三 圖六二
- 24 吞遠候史法常 ☒ 二四三 圖三九 甲七三
- 25 第四候史孫猛 ☒ 二四六 圖三三 甲六四
- 26 第十七候史馮利 ☒ 二二三 圖五四
- 27 ☒ 候史淳于光 ☒ 一八九 圖三三
- 28 居延甲渠尉史上官鳳 ☒ 六四 圖八〇

- 29 尉史湯字子敖 ☒ 六五・五 圖三七 甲四六
- 30 第二十六縣長杜由 ☒ 六六・六 圖三六
- 31 臨桐縣長王政 ☒ 三四・一〇五 圖四九
- 32 臨桐縣長徐當時 ☒ 六三・二 圖一五三
- 33 臨木縣長當時 ☒ 七三・三 圖三四
- 34 臨木縣長呂憲 ☒ 一八五・五 圖六五
- 35 不侵縣長建 ☒ 二六〇・八 圖四元
- 36 三堆縣長平晏 ☒ 三二九・〇 圖六四
- 37 萬歲縣長王鳳 ☒ 二五五・元 圖三三 甲一四〇
- 38 驚騰縣長周 ☒ 二五五・元 圖七〇
- 39 甲渠俱南縣長福 ☒ 一七五・一〇 圖七二
- 40 吞遠縣長史 ☒ (裏面) 三三一・一 圖二五、二五五
- 40' 伐胡縣長張 ☒ 三三・六 圖六四
- 41 庭縣長王永 ☒ 三六・六 圖七六
- 42 第一縣長萬年 ☒ 四六・二 圖三三
- 43 第一縣長徐陽 ☒ 一〇四・六 圖三一 甲五五
- 44 第四縣長 ☒ 三三・二 圖一〇五
- 45 第六縣長當道 ☒ 三三・五 圖二八 甲三三
- 46 第六縣長 ☒ 三七・五 圖四三
- 47 第八縣長 ☒ 六六・一 圖八二
- 48 第九縣長猛 ☒ 三三・一 圖五五
- 49 居延甲渠第十一縣長鳳昌 ☒ 二四六
- 50 第十四縣長房孺 ☒ 一四二・五 圖六九 甲八元
- 51 第十五縣長嚴 ☒ 元四・一 圖三七 甲五五
- 52 第十五縣長宋尙 ☒ 四八・二七 圖六四
- 53 第十六縣長 ☒ 七六・六 圖二四〇
- 54 第十八縣長成買奴 ☒ 六三・二 圖四七
- 55 第廿二縣長史昌 ☒ 七三・六 圖六五
- 56 第廿二縣長吳黨 ☒ 三三・七 圖六五
- 57 第廿五縣長 ☒ 二四四・六 圖三一
- 58 第廿八縣長宋商 ☒ 三三九・九 圖四四 甲七四
- 59 第卅三縣長梁當時 ☒ 一〇四・七 圖五元 甲三三
- 60 第卅六縣長孫成 ☒ 二五五・五 圖二四七
- 61 縣長朱豐 ☒ 二八三・三 圖六四
- 62 縣長張宗 ☒ 七二・六 圖六九
- 63 長王襲 ☒ 七三・三 圖六九
- 64 郭卒李便 ☒ 一四九・九 圖二五
- 65 郭卒張誼 ☒ 二四四・五 圖六一
- 66 執胡縣卒司馬樂 ☒ 五五・三 圖五五 (圖版5)
- 67 執胡縣卒王嚴 ☒ 二〇三・五 圖一三
- 68 俱南縣卒 ☒ 二五七・二 圖五九
- 69 俱南縣卒王臨 ☒ 一四三・二 圖三三 甲二五
- 70 甲渠望虜縣成卒馮始 ☒ 二四四・六 圖二五
- 71 望虜縣卒江次 ☒ 一〇四・一〇 圖三三 甲六〇

72	望南隊卒康輔	□	一八・三	圖二六	甲〇六三
73	驚虜隊卒劉武	□	三四・三	圖三四	
74	臨桐隊卒高	□	二七・七	圖五〇	
75	平虜隊卒周	□	一六・三	圖三〇	甲一〇六一
76	却適隊卒	□	二二・九	圖二六	
77	罷虜隊卒王幸	□	四〇・四	圖三七	甲六一
78	第四卒李瓌	□	三九・六	圖元	
79	第四隊卒	□	二五・元	圖五	
80	第八卒紀田	□	六・八	圖八〇	
81	第十隊卒鮮恭	□	二五・七	圖七	甲九四
82	第十一隊卒	□	三三・七	圖三	
83	第十五隊卒陳萬	□	二〇・二	圖二	甲三三
84	第十五隊卒張	□	五・五	圖五〇	
85	第十六隊卒胡朝	□	五・四	圖九	甲四六
86	第十六隊卒狄意	□	一六・六	圖三〇	
87	第十九隊卒呂	□	一〇・四	圖三五	
88	第二十四隊卒郭賜	□	一八・七	圖六五	
89	第二十四隊卒蘇循	□	三三・五	圖六四	
90	第廿六隊卒欒起成	□	三七・六	圖三五	
91	第卅七卒薛去疾	□	二六・七	圖六	
92	第卅八卒朱廣	□	二五・三	圖七	
93	□隊卒石忠	□	三三・六	圖一	

居延漢簡の集成二

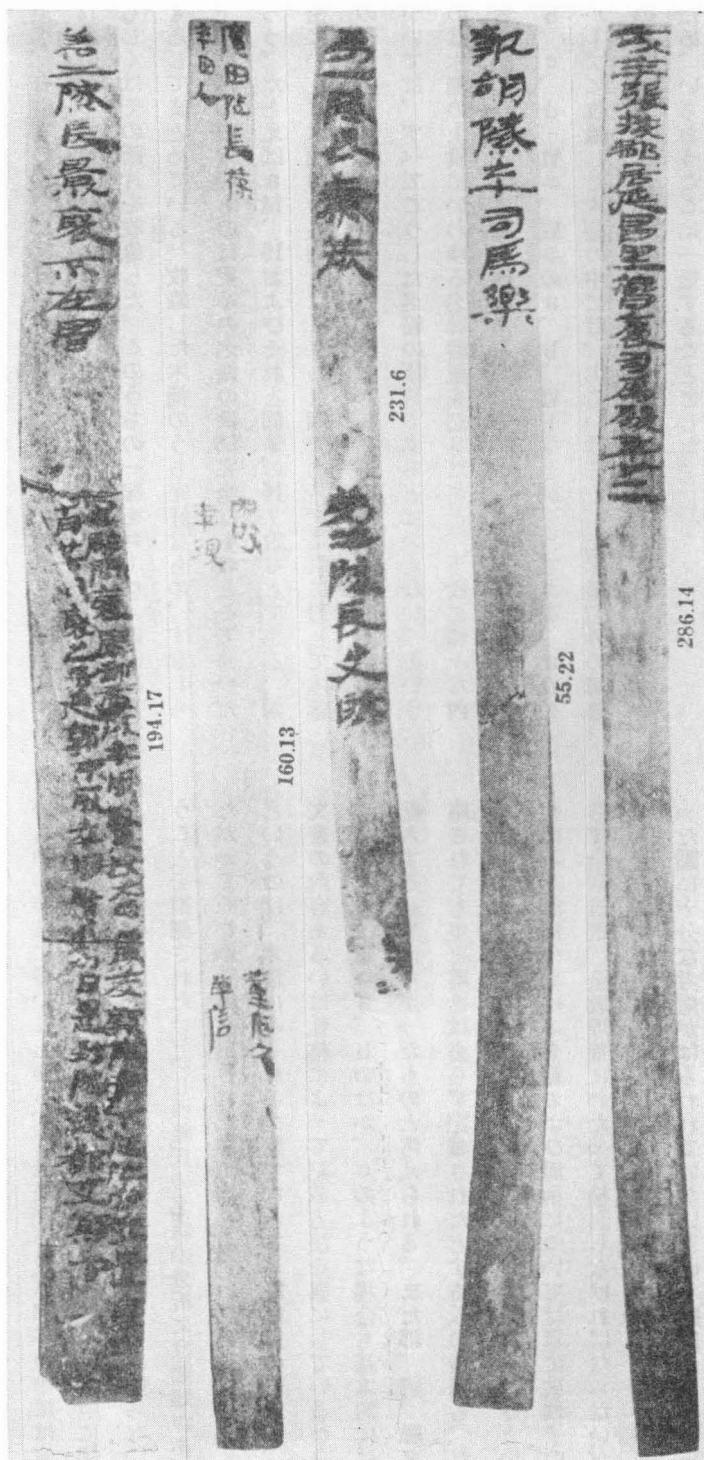
94	第十七隊施刑張達	□	七・五	圖七〇	
1	□萬年隊長董習	□	不侵隊長	□	三三・二六
2	□止北隊長宋普	□	六・四	圖一〇	
3	□却適隊長王敏	□	三三・九	圖六五	
4	□望虜隊長徐章	□	三三・三	圖三七	
5	□臨桐隊長王豐	□	四二・二	圖四三	
6	第一隊長秦恭	□	第二隊長史臨	□	第三
7	第一隊長秦恭	□	七・三	圖二九	
8	第二隊長	□	七・九	圖二〇	
9	第三隊長趙匡	□	七・一	圖六九	
10	長梁習	□	第九隊長上官宗	□	三三・四
11	第十一隊長陳	□	三三・二七	圖六二	
12	第十二隊長	□	七・四七	圖七〇	
13	隊長張豹	□	第十五	□	三三・〇五
14	隊長淳于憲	□	三三・〇	圖六三	
15	隊長趙匡	□	七・六	圖六九	
1	臨之隊長毛平	□	成(?)卒	□	三三・四

d

c

- 2 萬年縣長王當 卒□□ 三三·亮 圖四〇
- 3 縣長張尊 成(?)卒□ 三三·二 圖五〇
- 4 縣長范當時□□□ 孟充—張德— 五七·七 圖三三 甲四〇七
- 5 萬歲縣 卒杜免十 三三·三 圖五七
- 6 廣田縣長侯 宋收 董長久 一〇·三 圖三一 甲四三三
- 7 之 任青 李儒 等十人 一六·八 圖四三
- 8 胡子汜 榮饒 薛游 莊次 三六·六 圖二四
- 9 卒楊 卒張 逆胡卒蘇 廣卒 二六·八 圖五元
- 10 卒江翁 驚虜卒王 望虜李蓋 三三·三 圖四六
- 11 縣卒孔橫 執其胡 七·四 圖一六
- e
- 1 吏員百八人 其二人候尉不食 百四人見 三三·三 圖七一
- 2 吏員百□□ 二人有効藥 一三·五 圖一〇
- 3 卒員三百□□ 一三·六 圖一〇
- 4 斗食衛 凡四人 七·七 圖一〇
- 5 吏一人 卒四人 一〇·六 圖七四
- 6 其山縣卒三人 五·六 圖一八

- f
- 1 張掖居延甲渠成卒居延某里大夫王甲年若干 見 六·二 圖三元
- 2 第六隊助吏東郭尊見 助吏王□ 一〇·一〇 圖九四 甲六元
- 3 第二隊長景褒不在署 承驗問褒辭却適縣卒周賢伐大司農發郭東府不任他官記遺褒迎取 七月廿六日褒之居延郭東取卒周賢廿九日還到縣後都吏鄭卽 元四·七 圖三四 (圖版5)
- 4 甲渠第卅五隊長王常不在署 三〇·一〇 圖三五 甲二四、三三
- 5 第□五隊長巴備不在署 一〇·三 甲二四
- 6 甲渠萬歲縣長楊商不在署 八·六 圖八四 甲五
- 7 第廿三隊長李忠不在署 三〇·五 圖二一
- 8 甲渠第廿七隊長張德不在署 一四·七 圖三四
- 9 不在署 三三·九 圖六一
- 10 第十五隊長王賞不在署 廿八日出 一人病同車子未到 一人王朝廿八日從候長未還 乙
- 11 當曲縣長關武 去署 吳·四 圖四六
- 12 龍山縣長王市 在署 還 八·〇 圖八四
- 13 李延壽車父不在 見 一〇·九 圖三三
- 14 一人費小子車子未到 二人到 二五·五 圖七三
- 15 俱起縣王充郎在宜穀 第廿二隊長馬蓋宗在元城 第卅八隊長王常富在新實 三三·三 圖三五 甲二四一A



圖版 5

16 武威縣卒賈則 二月十五日省診北罷留官 二五・七 圖三六

甲三〇五

17 施刑孫田 今留不□ 二六・一 圖三五

18 十一月餘施刑一人 毋出入 二九・三 圖三六

a は吏卒の名稱である。

漢代の名籍は、古く史籍にみえるものとしては『史記』の太史公

自序の司馬貞の索隱に引かれた『博物志』に

太史令茂陵顯武里大夫司馬遷、年二十八、三年六月乙卯除、六

百石。

とある司馬遷が六百石の太史令の官職に任命された告身の文や、あるいはまた『說文解字』に附載された許愼の子の許沖の『說文解字』を獻上する上書の冒頭に

召陵萬歲里公乘艸莽臣冲、稽首再拜、上書皇帝陛下云云。

とある事例が知られていた。いずれも縣、里、爵、姓名の順で記載されており、漢代の名籍がいわゆる「名縣爵里」とよばれるゆえんのものである。こうした漢代の名籍の具體例は、今世紀に入って敦煌簡の發見や、ここに示した居延簡の發見によって更に多くの資料を加えることになった。これら漢代の木簡に見られる名籍の記載形式は先ず官職名を記し、ついで出身地すなわち本籍地の郡國名、縣名、里名、有爵者の場合には爵位が記載され、最後に姓名と年齢が記されるのが一般である。aのグループは、こうした記載の完全なもの、もしくはその斷片を收録した。このうちの一部をローウェ氏はMD4としてまとめている。收録した木簡のうち完好なもの、すなわち下方に□印のないものは吏卒の名籍のはば完全なものとみてよいだろう。たとえばa14、15およびそれと同筆の16、21などである。嚴密に言えば木簡中の名籍とはこうした類である。これに對して木簡の下半分が切斷しているもの、すなわち下方に□印を付したものについては、すべてこうした名籍の斷片であるとはいえない。というのは木簡の上位にいわゆる名縣爵里を記したあと、下段に種々な内容を記した形式の簿録が他にあるからである。たとえばⅢロのa、b、c、d、Ⅵニ、Ⅵホのa、b、Ⅵトなどがそれである。aのグループに收録した木簡の中には、あるいはそうした名籍以外の簿録の斷片があるには相違ないが、今日それを判定することはできないため、いちおうここに一括することにした。

なおここで名籍と爵の記載について一言のべておく。かつて西嶋定生氏は『中國古代帝國の形成と構造——二十等爵制の研究——』において漢代の爵制を問題とし、爵の賜與により身分的秩序が形成され、皇帝の個人身支配が實現されたとする問題提起を行った⁽²⁸⁾。その際に氏の所論の基礎となった主要な資料の一つが、この居延漢簡である。氏は漢簡の中から、いわゆる「名縣爵里」の記載をもつ木簡を集めて分析し、その結果、これら名籍の類には爵の記載のないものが非常に多いことから、居延漢簡の戍卒田卒の中には實際に無爵者が相當多數存在したこと、また漢簡所載の人名の中には、たとえ有爵者であっても必ずしも常に爵を記したとは限らないということを推測された。しかし西嶋氏の名籍の分析には問題があり、したがってそこから導き出された推測は必ずしも正確とはいえない。というのは、木簡にみられる名籍すなわち名縣爵里の記載は、その文書の内容あるいは性格によって記載方法を異にしているからである。たとえばⅢロa、bのほか、cのような場合も基本的には爵を記入する必要はなかったものと考えられる。また郡、國、縣名は省略されても里と爵とは必ず記載されたとする氏の指摘も、たとえばⅥニのように里も省略されてただ官職名と爵と姓名だけという例もある。漢簡における名籍および爵稱については單に破城子のみならず全居延簡、全敦煌簡にわたって検討しなければならないが、こゝと漢簡に關するかぎり、西嶋氏の研究では文書の性格とか書式といった點に十分な考慮がはらわれていないという缺陷がある。氏の爵

制の研究は、漢簡にみられる名籍および爵稱もふくめて、再検討されねばならないだろう。

b 以下は名簿その他の類で「吏卒名籍」の中に入れるのは適當ではないかもしれないが、吏卒の名を主とするということで、いちおうここに収めることにした。

b は候長、隊長、隊卒など簡の上端に職名と姓名だけを記した一群である。この b においても先の a の名籍の場合と同様に下半分の缺けているものについては問題がある。たとえば上に隊長名がくる形式からいえば、I Ic、d、III Id、IV Ia、d、V Ic、d などがあり、隊卒の例でいえば V Rd、V Ha、b などがある。この b の中には、そうした簿録の上半分の断片が残ったものも含まれているかもしれない。なおこの點に關聯して更にいえば、b のような單に職名と姓名とを記した簡ないしは簿録が單獨で存在したかどうかも疑問である。たとえば V R の食糧受領簿の中には、隊長名の下に別筆で受け取りをサインしたものもあり、b の一群はそうした内容が記載されるものと簡であつたのかもしれない。a の吏卒の名籍が候官に備えおかれる完全な名簿であるのに對して、b はたとえば V R のような簿録にかわる、その前段階の簡ではなかったかと考える。

c は隊長の名簿で、ローウェ氏は MD 5 にあげている。一簡に 3 名づつ記されており、候官でまとめられたものである。同一隊長名が重複しているのは、時期を異にする數種類の名簿がふくまれているからである。

d は隊卒の名簿である。1~8 は隊單位にまとめられたもの、9~11 は異なる隊卒の名を列記しており、省卒すなわち出張作業者の名簿であろう。帳簿表題類でいえば B b 1~9 がこれに對應する。e は吏卒の總數を記したものである。1~3 は候官、4~6 は候隊を單位とする。

f は署すなわち本來の勤務場所に居るか(見)居ないか(不在)を報告したものである。日夜敵と對決する最前線の基地では、そこに勤務する吏卒の動靜は嚴重な監督下におかれていた。部署で勤務に従事していれば「見」、萬一部署を離れた場合には「某不在署」として報告しなければならなかった。f の 1 は現に部署に勤務している場合の書式見本であり、3 は不在署の辯明の完全文書である。

ロ 「病卒名籍」

1 第十三隊卒魏郡陶上庫里尹疾去 三月壬申病□ 一五・二四
圖三九

2 第七隊卒高同病傷汗 飲藥五劑 □ 二五・三〇 圖三三 甲三六

3 武賢隊長陳安國 三月□□病 二五・二六 圖三九

4 谷口隊左道 十月丙寅病在右脛□□ 二五・二七 圖三三

5 □□卒三人一人病 卒符澤月廿三日病傷汗 二五・二八 圖三七
二人見 卒范前不知蓬火品

6 第廿四隊卒高自當以四月七日病頭痛四節不舉

第二隊卒汜淳以四月六日病苦心服支滿 餅庭隊卒周良四月三日病苦……
第卅一隊卒王章以四月一日病苦傷寒 第一隊卒孟慶以四月五日病苦傷寒

6' 第卅七隱卒蘇賞三月旦病兩肱肅急少愈

第卅三隱卒公孫譚三月廿日病兩肱肅急未愈

第卅一隱卒尙武四月八日病頭痛塞足飲藥五齋未愈

(裏面)

四・四 圖三九、三〇 甲元(圖版6)

いづれも吏卒の病氣と病狀を報告したものであるが、1~4は個人別に5は隱、6は候において一括して報告したものである。

II 烽隊勤務

イ 「作簿」

a

1 八月丁丑鄣卒十人

其一人守閣 二人馬下
一人守邸 一人吏養
一人取狗湛 一人使
一人治計 一人守園 一人助

2 四月己卯鄣卒十人

其一人□
一人削工 □
一人左□
一人病一人養

四・四 圖三七

3 □□卯鄣卒十人

一人守園
一人助園
一人取狗湛
一人治計
一人削工
一人馬下

二六・三 圖三六 甲二四六

4 正月癸巳鄣卒十人□

其一人守邸
一人守閣
一人馬下
一人病

五・三 圖二六

5 □省卒三人

其一人作長
三人病
二人積葦

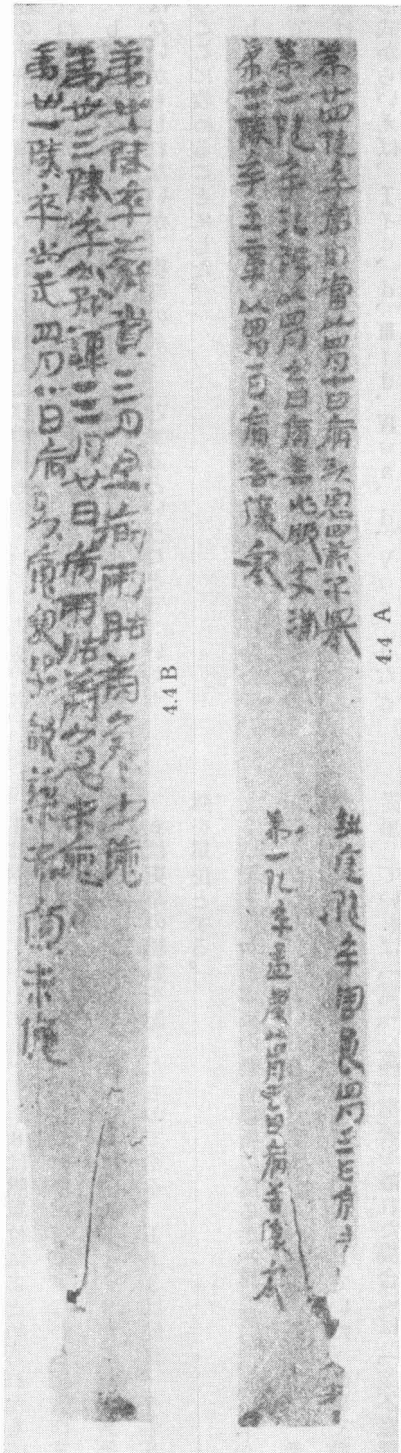
三六・完 圖二七

6 十一月丁巳卒廿四人

其一人作長
三人病
二人積葦
右解除七人

定作十七人伐葦五百十
率人伐卅
與此五千五百廿束

三三・三 圖二五



圖版 6

7 八月甲辰卒廿九人

其一人作長
三人卒養
六人積焚
十四人運菱四千六十人二百九十
定作廿五人
一人繳絡具
三〇・九 圖四二

8 廿三日戊申卒三人

伐蒲廿四束大二事
率人伐八束
與此三百五十一束
二六・二 圖四三 甲九〇

9 六月丁未卒十九人

其
一
二
一〇・四 圖六七

10 丁酉卒六人

其一人養
一人病
四人伐辛百廿束
三三・三 圖三六

11

一人創工
一人守園
一人治射埽
二人市
四三・五 圖三六

12

六人病
一人吏養
一人作長
一六・二〇 圖三〇

13

一人作長
一人養
二六・四 圖三七

14

其一人長
一人守園
一人守馬
一人病
一人木工
廿六・〇 不作
四六・六 圖四四 甲三六

15

其一人伍百
二人養
一人病
右解除四人
三三・四 圖三三

16

一人刈菱〇七束
廿人刈菱〇百〔六十〕束率人八束
三三・四 圖二六

17

其二人養
一人〇〇〇〇
定作廿五人
三六・三 圖四七

18

定作卅人伐菱千五百束率人五十束與此三千八百束
居延漢簡の集成二

一六・三 圖三〇

b

1 第五隊卒高登 治塹八十 治塹八十 治塹八十 除土 除土

除土 除土 除土 除土 三三・三 圖四三

2 第廿四隊卒孫長 治塹八十 治塹八十 治塹八十 除土 除土

除土 除土 除土 除土 六二・七 圖四六 甲四三

(圖版7)

3 第卅四隊卒審承 治塹八十 治塹八十 治塹八十 除土 除土

除土 除土 除土 除土 六三・三 圖四三

4 〇〇隊卒〇當 除土 除土 除土 除土 除土 除土

除土 除土 二五・三 圖三〇

5 第七隊卒史譚 案塹 案塹 案塹 案塹 案 〇

圖六〇

6 第十四隊卒韓勳 除土 椎土 除土 除土 三〇・八

圖六七 甲三三

7 第廿三隊卒司馬忠 治塹八十 治塹八十 治塹八十 除土 除

〇 三〇・八 圖五八

8 案塹 案塹 案塹 治簿 病 案塹 治簿 除土 案塹 塗

塗 累 除土 三三・八 圖三三

9 〇八十 除土 除土 除土 〇 一六・六 圖三〇

10 〇 除土 除土 除土 除土 四三・六 圖四三

- 11 ☒ 除土 除土 除土 除土 一六・六 圖三〇
- 12 ☒ 除土 除土 ☒ 五五・七 圖三〇
- 13 ☒ 井 案壘 ☒ 冥究 圖八一
- 14 駒望際卒張忘 卒養 一六・六 圖三八 甲三六

縫隙に勤務する成卒には公務のほかにも多くの雑役作業が課せられた。aは鄣すなわち候官や、候、際など一つの機關に所屬する全員の同一日の作業記録で、いわゆる「日作簿」とよばれるものである。守閣、守邸はともに倉庫番、馬下は馬丁、養は炊事係、治計は計算係、削工は矢柄けずりなど。伐草は草を刈ること、積草は刈り取った草を積み重ねること、伐藁はまぐさ刈り、積藁はまぐさ積み、治射埴は的つくりである。⁽⁴⁾守園、助園とある園は菜園のこと、守園、助園は惣菜としての野菜づくりである。aはローウェ氏ではMD 16に分類される。

bは成卒個人について毎日の雑役作業を記録したもので、aの「日作簿」に對していわゆる「卒作簿」とよばれるものである。ローウェ氏ではMD 14とMD 15にあたる。なおローウェ氏は「卒作簿」には一箇に9日～10日單位で記録されたものと、14日～15日單位で記録されたものとの二種があったとする。bに採録した箇でいえば、1、2、3、4、6、7、9、10、11、12は9日～10日型であり、5、8、13は14日～15日型である。壘とは日乾し煉瓦のことで、ソマーストロウム氏によれば長さおよそ37センチメートル、幅15センチメートル、厚さ11センチメートルであった。⁽⁵⁾當時の縫隙の障壁や望

樓はすべてこうした日乾し煉瓦と葦とを交互に積み重ねて作られた。治壘とは日乾し煉瓦を作ること、案壘とは煉瓦を並べること、除土とは文字どおり、土を取り除くことで、障壁などに風で堆積した土砂を取り除く作業である。塗は壁ぬりである。

ロ 「日迹簿」

a

- 1 第三際 卒呂弘二月壬午迹盡丙申積十五日
卒邨安世二月丁酉迹盡庚戌積十四日
卒橋建省治萬歲塢
凡迹積廿九日毋人馬越塞天田出入迹 ☒ 三二・二六 圖四六 (圖版7)
- 2 第三際 卒 ☒ 甲辰迹盡癸巳積十日
卒張 ☒ 甲午迹盡癸卯積十日
卒韓憲金甲辰迹盡壬子積九日
凡迹廿九日毋人馬蘭越塞天田出入迹 三三・三 圖四七
- 3 次吞際 卒魯候外人九月甲午迹盡庚申積廿七日省殄北 ☒
卒薄常魯當時壽樂九月甲午迹盡癸亥積卅日
三三・一 圖五一 甲三三
- 4 ☒ 卒郭鈴乙酉迹盡甲午積十日
卒董聖乙未迹盡甲辰積十日
卒郭賜乙巳迹盡癸未(丑)積九日
凡迹廿九日毋人馬蘭越塞天田出入迹 一六・八 圖五〇
- 5 ☒ 十月戊寅卒董益迹盡丁亥十日 十月戊戌卒王僭迹盡丁未十日
十月戊子卒王相迹盡丁酉十日 凡卅日迹毋越塞出入迹
三三・九 圖五二

三月辛亥迹盡丁丑積廿七日從萬年縣北界南盡次吞縣南界母人馬蘭

越塞天田出入迹

三月戊寅送府君至卅并縣案關因送御史李卿居延盡庚辰三日不迹

(二六・二 圖三五 甲二四四)

2 ☒ 候長武光候史拓 七月壬子盡庚辰積廿九日々迹從第卅縣北

盡鉗庭縣北界毋蘭越塞天田出入迹 (二六・五 圖三七 甲六〇)

3 ☒ 候長充 六月甲子盡癸巳積卅日々迹從第四縣南界北盡第九

縣北界毋蘭越塞天田出入迹 (六・七 圖五五 甲一〇一)

4 ☒ 長富昌 八月丁酉盡乙卯積十九日々迹從吞遠縣南界北至不

侵縣毋蘭越塞天田出入迹 (二六・七 圖五五 甲一〇一)

5 ☒ 北界毋蘭越塞天田出入迹 翌・七 圖三〇

6 ☒ 候長湯 三月□□盡□□積廿九日々………☒

候史奉 三月辛卯盡丁巳積十五日……… (一五・四 圖五三)

縫際に勤務する吏卒の公務の第一は見張りである。見張りには望樓よりする候、望のほかに、天田の見廻りがある。天田とは縫際周囲に設けられた一定範圍の砂地のことで、毎日この砂地をかきならしておき、そこにつけられた足あとの數とか方向によって、夜間の敵の接近、人數、方向、あるいは脱走者の有無をキャッチするためのものである。そのため成卒の作業の中には晝天田(天田ならし)というものがある。こうした天田の足あとを點檢するのが迹で、「日迹簿」とは毎日行われる吏卒の天田の點檢と、異常の有無の報告をまとめたものである。

a は際によってまとめられた一ヵ月の記録で、天田の見廻りに從

事した際卒の實績と異常の有無が記されている。

b は候長、候史など吏個人の日迹の實績と異常の有無を記したものである。こうした報告が候でまとめられて(A IIロのように)・某部某年某月吏卒日迹簿」として候官へ提出される。なおaのタイプはローウェ氏の分類ではMD17にあたる。

ハ「郵書」

a

1 南書二封皆都尉章 詣張掖太守府

六月戊申夜大半三分執胡卒□受不侵卒樂己酉平旦一分付誠北卒良

兜・三二(公・三 圖三三 甲三三)

2 南書三封

其一封居延都尉章詣張掖
一封居延丞印詣廣地候
一封居延尉印詣屋蘭

三月戊戌舖時□□卒□受□□□□
舖時付卅并卒□□卒□受□□□□

二七・五 圖三七、二八

3 南書一封居延都尉章 詣張掖太守府

十一月甲子夜大半當曲卒昌受收降卒輔辛丑蛋食□分臨木卒□付卅并卒弘界中……程二時二分

三七・七 圖三六 甲二九一(圖版8)

4 南書一封居延丞印 橐一 詣□□□□□□□□

三四・六 圖三七

□□□□□□□□
日入二分付臨木□

5 南書一封居延都尉章 詣張掖太守府

甲三三

□ 兜・三三 圖三二

- 6 南書一封居延都尉章 ☒ 合・四 圖二七 甲一〇二
- 7 南書一封居延都尉章 ☒ 四・九 圖二八
- 8 南書一封居延都尉章 ☒ 三・六 圖二九
- 9 南書一封居延都尉章 ☒ 三・七 圖三〇
- 10 南書一封珍北候印 ☒ 三・四 圖三一
- 11 南書三封 其 ☒ 三・六 圖三二
- 12 南書一封 ☒ 三・三 圖三三
- 13 南書二 ☒ 四・三 圖三一 甲六五
- 14 書一封居延都尉章 ☒ 五・元 圖三五 甲四三
- 15 ☒ 其一封居延都尉章詣酒泉北部都尉府 十二月 ☒ 四・六 圖二五
一封居延令印
- 16 ☒ 其二封詣張掖太守府 六月庚辰日出八分時臨木卒 ☒ 三・二
一封詣弘農太守府 圖二六
- 17 ☒ 詣張掖太守府 正月戊午食時當曲卒湯受居延收降卒襲下舖
時中程 ☒ 卒則 ☒ 癸・毛 圖二六
- 18 ☒ 其一封詣張掖太守府 六月丁丑鷄鳴時當曲縣卒趙宣受居延
收降卒 ☒ 六・二 圖二四
- 19 ☒ 都尉府 十月甲辰日失中時誠北卒 ☒ 三・七 圖二九
☒ 都尉府 韓庭下舖四分付臨木卒 ☒ 三・七 圖二九
- 20 ☒ (武) 賢縣卒辟受誠北縣卒捐之臨木縣 ☒ 四・三 圖二七
☒ 時付并誠教北縣卒尊界中十七里 ☒ 四・三 圖二七
- 21 ☒ 二月丁未人定當曲卒 ☒ 受收降卒敵夜大半付不侵卒實(實) ☒ 四・四 圖三三
鷄鳴五分付吞遠卒蓋 ☒ 四・四 圖三三
- 22 校臨木郵書一封 十一月己未夜半當曲卒同受收降卒嚴下舖臨
張掖居延都尉

- 24 木卒採付誠教北縣卒則 ☒ 三・二 圖二三
- 23 校臨木郵書三封 ☒ 三・五 圖二五 甲二九
- ☒ 己未免食當曲縣卒威受收降卒嚴夜少半四分臨木卒 ☒ 一六・三三・四・三 圖三二 甲二三六
- 1 北書三封合檄板檄各一 其三封板檄張掖太守章詣府
合檄牛駿印詣張掖太守府牛據在所
九月庚午下舖七分臨木卒副受并井卒弘鷄鳴時當曲
卒昌付收降卒福界中九十五里定行八時三分實行七時二分
一五・二四 圖三三 甲九六 (圖版8)
- 2 北書五封 其一封肩水倉長印詣都尉府 一封昭武長印詣居延
一封牒得丞印詣居延 一封居延左尉印詣居延
- 3 三月庚戌日出七分吞遠卒 ☒ 三・一 圖三三 甲二七
五分付不侵卒受王
- 4 北書一封張掖郡 ☒ 四・一 圖三五 甲五五
- 5 北書二封 ☒ 三・三 圖三三
- 6 詣居延都尉府 五月壬戌下舖臨木卒護受并井誠教北縣卒則
癸亥食 ☒ 分當曲卒 ☒ 收降卒 ☒ 九時五分中程 三・二 圖二九
- 7 張掖太守章詣府 ☒ 詣府 ☒ 三・九 圖三三
- 8 其四封張掖 ☒ 一封酒泉太 ☒ 六・七 圖二五
- 9 司馬詣府 ☒ 守章破詣府 ☒ 一六・六 圖三〇
- 10 八月庚戌夜少半臨木卒午受并井 ☒ 禺中五分當曲卒同付居延收降卒 ☒ 五里定行 ☒ 時 ☒ 分中程 ☒ 二〇・二 圖三三
- 11 己亥昏時臨木卒汪受誠教北縣卒通武賢 ☒ 夜食七分時付誠北卒 ☒ 十七里中程 ☒ 一七・一 圖三五 甲九四

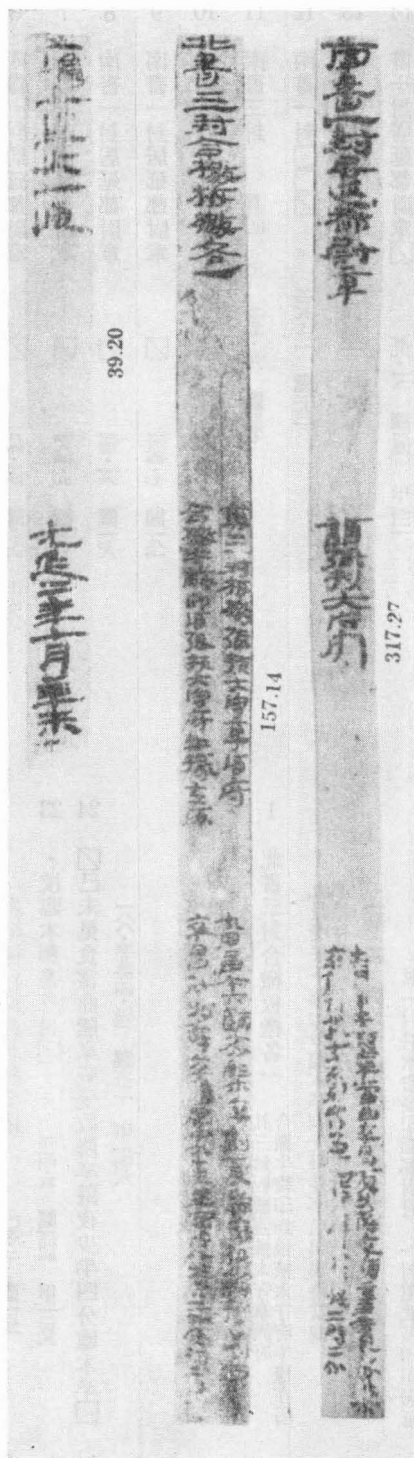
- 11 ☒十一月癸亥¹¹食不侵卒¹²王受吞遠卒賜¹³
☒日失付當曲卒¹⁴……
 12 ☒合檄一蘇當印¹⁵ 詣府¹⁶ ☒ 三・三 圖五三
 13 ☒……受……¹⁷……
☒付¹⁸北縣卒¹⁹……界中十七²⁰ ☒ 三・三 圖三三
 14 ☒四月戊寅²¹……二分臨木縣²²
☒敷北縣卒賜去臨木²³……
☒……中時……²⁴ 四・八 圖三六
 15 ☒日中付第八卒遠²⁵ 三・三 圖二四 甲七〇

遞傳も戊卒の重要な公務の一つであった。北の居延都尉府から南の肩水都尉府、張掖太守府などへ送達される南書、また逆に南の張掖太守府、肩水都尉府などから北の居延都尉府へ送られる北書は、その郵遞コースにあたる縫際線の戊卒が所定の區間を受持つてつぎつぎと遞傳していった。その際、遞傳の任に當った戊卒の名と郵便を受け渡しした時刻、および受け渡しした戊卒の所屬と名を記すこと

になっていた。これがここで扱う「郵書」である。
 aは南書、bは北書のグループで、b 12、15には南北いずれか不明のものその他を収めた。ローウェ氏は南書、北書ともMD3に一括している。なお甲渠候官所轄區域内の遞傳ルートについては第二章において論じたとおりである。

二 「舉書」

- 1 ☒出塲上莒火一通¹ 元延二年七月辛未² ☒ 三・三 圖三三
 (圖版8)
 2 ☒十二月己巳夜食卒憲受卅井卒被³ 一・五三 圖六五 甲〇六
 3 ☒積薪日入三分餅庭際長周安付珍北⁴ 一・六 圖三三 甲九三
 4 ☒入燔一積薪夜入燔一積⁵ 三・三 圖三四



圖版 8

信號の傳達もまた重要な公務である。この信號のことを擧といひ、擧には表、煙、火、積薪の四種があった。表もしくは蓬は旗や吹流しの類、煙はのろし、火は荳火すなわちたいまつ、積薪は薪を積み上げたものに火をつけて燃やす信號である。いずれも蓬品とよばれる規則によって晝間、夜間および緊急の度合に應じて使いわけされた。口はこうした信號の受信、送信の記録で、これが候官でまとめられたものが(一)A II 二の「擧書除別名」である。

III 器物

イ 「守御器簿」

a

1	出六石弩辟一	□	冥・三 圖四三
2	出糸承弦十八	其 三 三	一五九 圖七三
3	出弓檣丸七	付都尉庫	二六元 圖三三 甲三七
4	出桌一絮	八月二日付掾繩席	二〇五五 圖六一

b

1	槍	五十 五十	□	三七・二 圖三七
2	鬘攀蓬鹿盧	二 二 二	□	三七・三 圖三七 (圖版9)
3	汲水桐若甄	二 二 二	□	二六・元 圖三三 甲一五七
4	布蓬	六	□	三七・六 圖三三

居延漢簡の集成二

d

1	第五隊長趙延年	有方二破斧頭一破・皆已易 積薪四少	□
2	第七隊長尊	母斧 繩廿四不事用 斧少一利 弩一弦急 箭編不事用 深目一不事用 削幣 門關折備不事用	□
3	第八隊長徐宗	榜陽書不鮮明 卒張田…… 小積薪一上□頃	□
4	第十五隊長李嚴	鐵鞭督二中毋絮今已裝 五石弩一左弦三分今已亭 鐵鎧二中毋絮今已裝 弩矢十二千呿呿未能會 六石弩一組緩今已更組 出矢三千千呿呿未能會	□

c

1	永光五年今餘六石弩糸弦六百八十	完	毋出入	□	一五・五
2	十二月	雕郭稟矢銅鏃六十四	毋出入	四三・四 圖二九 (圖版9)	
3	藥重矢銅鏃少簿百五十	□	一八・一 圖五四		
4	毋出入	矣・七	圖一〇		
5	緯弩椎機柑	□	各一 各一 各一 各一	□	三三・四 圖二八
6	竈	一 一	□	六・四 圖三三	
7	□	二	□	三七・四 圖五八	
8	□	二 二 二 二	□	三六・三 圖五四	

二五九

5 第十六隊長宣

三・七 圖五六

鐵鎚二〇〇〇〇〇〇
鐵鎚一〇〇〇〇〇〇
石弩半寸已
...
棄矢九千呷呼未能會日
...
治

6 第十八隊長單威

三・四・四 圖五二

斤刃決 蓬火固函
斧刃決 狗少一
...
轉移一母
小積薪一上〇頃

7 第廿四隊長淳于福

三・四・四 圖四九

轉弩母坭 蓬一不任事 卒一人
杆辟一呷呼 小積薪二〇頃
鈎一不事用
...
...

8 第廿六隊長魏和中

三・七・三 圖二七

大積薪卅七 餘向皆
小積薪十二 狗籠
...
...

9 第廿七隊長李宮

三・五・六 圖二〇

鋸不任事 脂少一
釜一不任事 轉爐皆母坭
釜一不任事 六石具弩一
...
傷盡

10 第廿九隊長王禹

三・四・八 圖三九

鋸不事用 小積薪一上〇頃
轉爐皆母坭 大積薪一上〇頃
...
...

11 第卅六隊長宋登

三・四・八 圖三九

弦角上 轉爐皆母坭
蓬一不事用 洞皆母坭
鋸一不事用 喉樓不亞塗地
...
...

12 第卅八隊長高遺

三・五・六 圖三七

轉爐皆母坭 不解除
轉爐皆母坭 不解除
...
...

13 望虞隊長充光

積薪八母將梨不塗壘 塢上橫少二
大積薪二未更積 塢上大表一古惡
小積薪二未更積 塢上不駭除不馬矢塗

14 臨木隊長王橫

三・四・三 圖七五

母卒一梁一席
汲水嬰少一
汲桶少一
沙少三石見一石多土
母乾馬牛矢內母屋
狗少一見一不入籠
母弩火莖五十

15 隊長徐

三・五・四 圖四六

弦函破 不事用

16 隊長王倚

弩順三折傷母裏 斬幡三幣

17 甲渠臨木隊長

六石赤耳具弩三完嬰緩衣絃皆解弩一文巾布

18 察微隊

遭機一疾利鋸一能
棄矢二〇折
棄矢六折呷呼長四寸
木拆二不事用
辟卅取母積
...
...

19 吞遠隊

樵五 樵五

20 第十八隊

樵一 樵一

21 甲渠武賢隊

北到誠北隊四望

候史一人 六石具弩二
卒四人 弩順二
卒六人 棄矢百
服三 棄矢五百六十
斬甲一 斬各四
...

- 22 ☒ 卒八人 六石具弩四系弦弭完
五石具弩二系弦弭完
藥矢銅鏃三百其八十六呷呼二百一十四完 二六三・三 圖三五
- 23 ☐ ☐ ☐ ☐ 廿人 八石具弩
六石具弩
五石具弩 三三三 圖三八
- 24 六石具弩七 糸長弦廿六 五三石
右郭吏弩十二 有方六 復三石 四〇五 圖二六
- 25 ☒ 櫛五 一留 鉤三 輪二 軸一 ☒
鋸二 斧二 舉二 ☒ 三三七 圖二五
- 26 器疎 緩耳 一荷 一鋸 一危 一斗去盧二 贊一 炊帶一
更弓 二 酒杯十 小畫杯十 盆 三斗去盧一 蓋二 簫呈各一
三〇・六 圖二六
- 27 故畫十三 故中架一 赤杯七具
黑墨畫千四 右小杯五十其五枚破 白杯十七具
鏡千一 赤墨畫代二其一破 墨著大杯廿
大筆篋一 託八具 蕙孫坐四
狗三 大小 故黑墨小杯九 寫妻一 完
故大杯五缺 ☐ (裏面) 兌三 圖三三、三三
甲五三
- 28 ☒ 利少 一不實 繩索二所帶 一破
十二小 ☐ ☐ 皆小 蓬皆白 三三三 圖四五
- 29 ☒ 蘭矢銅鏃五十完 一完毋勒本受姑藏 ☒
糸絛一完毋勒 糸絛一完毋勒 三六完 圖四四
- 30 ☒ 拾柱四 其二小 弩長辟二不事 ☐ ☐ ☐
堇一幣一 鍋不刮 ☐ 一不 少一 六六五 圖六三
- 31 ☒ 上五毋靡 兩行少廿 ☒
☐ 繩少十丈 連挺繩解 ☒ 六・五 圖六二
- 32 ☒ 門關成墮 地表幣 ☒
☐ 塢戶窮 毀鉏 地表染埃 ☒ 六・〇元 圖六二

- 33 ☒ 推一事幣 承……不事用 吏卒弩三……
☐ ☐ ☐ 不馬矢鏃 二六三・三 圖四六
- 34 ☐ 矢 ☐ 弩 繫弩繩少十一 ☒
☐ 卒 ☐ 毋勝 三三七・三 圖六二
- 35 ☒ 木 ☐ 一積一丈 蓬火毋約 ☒
☐ 二小 三三四 圖三九
- 36 ☒ 積新八毋 ☐ ☐ ☐ ☐ 木 ☐
塢門在 ☐ ☐ ☐ 一四・六 圖四二
- 37 ☒ 六石具弩一 藥矢銅 ☒
毋卒取贏庸 三三・五 圖六五
- 38 ☒ 爲辟 一不事用 狗少
皆毋 ☐ ☐ ☐ 蓬火不
地蓬干頃 ☒ 四・二 圖四八
- 39 ☒ 什器 ☐ ☐ ☐ 上蓋標不鮮明
☐ ☐ ☐ 蓋不鮮明 一四・四 圖三三
- 40 ☒ 深目二不事用 六・五 圖六六
☐ 水樽一折不事用 ☒
- 41 ☒ 六石具弩一完 六石具弩一完 六・二 圖六八
右吏執兵
- 42 ☒ 諸水關 ☒ 三七・完 圖四二
毋 ☐ 長斧五
- 43 ☒ 狗少一 一七・〇 圖二七
☒ 厨畫解造 ☒
- 44 ☒ 左標 ☒ 咒・〇 圖四三
二完皆得 ☐ 負
- 45 ☒ 釘一車柱 格二 ☒ 一四・六 圖三三

- e
- 46 ☒ 弩一緯 ☒ 弩一緯 ☒ 弩一緯 四六・毛 圖九五
 - 47 ☒ 其十八完 大弦幣不事用 受南 ☒ 云四・五 圖一七
 - 48 ☒ 有方十八 鋤十八 東郡 ☒ 三三・三 圖五 甲四七
 - 49 ☒ 粟矢十羽幣 ☒ 不事用已作治成 去 兵三 圖〇〇
 - 50 ☒ 毋蘭 ☒ 不致 ☒ 候 ☒ 前 六・四 圖八三
 - 51 ☒ 轉植母杞 五七・一 圖四六

- 2 ☒ 具弩二 ☒ 一三・六 圖三六
- 3 弩帽四 九六 圖三三 甲五七
- 4 弩帽三百五十九 ☒ 四・三 圖一六
- 5 粟矢銅鏃三百 二七・四 圖七一 甲四四
- 6 粟矢銅鏃三百 ☒ 二六・三 圖四七
- 7 粟矢三 六九 圖六四
- 8 鐵鏃三百冊 ☒ 二五・三 圖七三 甲二五〇
- 9 十八尺席廿枚 ☒ 六・三 圖三毛
- 10 服二 一〇三・一〇 圖二二
- 11 ☒ ☒ ☒ 二具 ☒ 四六・四 圖五九

- f
- 1 第二隊六石具弩一傷左儼 ☒ 咒・三 圖四三 甲五五
 - 2 第七隊五石具弩一絕費 吾・四 圖三四 甲四四
 - 3 南部隊六所狗籠 ☒ 三三・二 圖五〇 甲二四〇
 - 4 ☒ 險 ☒ 矢七十六小咩呼 ☒ 一元六 圖〇六
 - 5 ☒ 戶關椎接葉各二不事用 ☒ 四・一 圖三四 甲二四四
 - 6 ☒ 三石具弩八 其二力如故 三今力三石冊斤 ☒ 二五・七 圖二五 甲九毛
 - 7 鐵鉏舊葱七 其葱干幣絕可繼 ☒ 咒・六 圖四三
 - 8 ☒ 粟矢七羽幣 四四・四 圖三三
 - 9 ☒ 粟矢廿四咩呼 ☒ 四四・四 圖七六
 - 1 五石具弩若干 ☒ 一八・五 圖五〇

- g
- 1 甲渠候郭 大黃力十石弩一右深強一分負一算
八石具弩一右深去負一算
六石具弩一空上輩負一算
六石具弩一衣不上負一算
 - 2 ☒ 致 ☒ 巨負三算 五・七八・五 圖五〇 甲三三 (圖版9)
 - 3 ☒ 所負卅六算奇十三算 六・三 圖二五
- 縫隙に備えおく兵器、什器の類は、大灣 (タラリンジン・ドルベルジン) 出土の「守御器簿」(兵六・一 圖八 甲五九) や廣地南部候から報告された永元の器物簿 (三六・一 圖五七 甲二) のほか、ここに收録した各種簿録によって知ることができる。これらの備品はすべ



て官給品であり、末端の候や際に對しては候官が支給と管理の任に當った。

a は候官における備品支給簿の簿録である。

b はローウェ氏はMD7としてあげ、縫際に對する備品發行の記録表であるという。恐らく候官が備品を支給すると記入した一種のテーブルで、候官には各備品ごとにこうしたテーブルが備えつけられていたものと思われる。なおローウェ氏は簡番號六八・一八(圖三〇)と二二七・四(圖三二)をこのグループに收録しているが、これは明らかに物指しである。

c は候官における備品支給の總計ならびに在庫を記したもので、帳尻に相當する簡である。各月ごとに、そうして年によって集計されたものである。c 4 の「毋出入」の例はIif 18にもみえる。

d は各候際の備品ならびに備品の破損状況を點檢報告したものである。備品の破損したものについては「折傷兵簿」(二六六 圖三 甲 二五)とか「兵元堅折傷簿」(數三〇七)といった帳簿のあったことが知られており、d のうち關係の簡はこうした帳簿の簿録をなすものであった。ローウェ氏ではMD19に收録する。なお備品の中にはそれがいったい何であるのか判らないものが多いが、兵器については勞餘氏の考證がある⁽²⁷⁾。それにつけ加えていえば、具弩は常備の弩、承弩は豫備の弩である。大黃は強力な弩のこと。長臂は弩の中央の腕木。承絃は豫備の弩。弩帽は弩を入れておく袋のこと。直矢は短い矢、稟矢は長い矢。鏃は金屬製の「やじり」。蘭、服は「やなぐい」の

類。深目は照尺器。轉射は弩床のこと。有方は戈戟の類、靱轡は「かぶと」である。またd 15の疾利は疾黎で忍者などの用いる「ひし」と同種の鐵製品、d 32の弊は弓の變形を防ぐための「ゆだめ」である⁽²⁸⁾。なおそのほかに狗籠は犬かご。門關は「かんぬき」。轉櫓は信號用の柱に使用する一種の轉轆か。繩索は表や蓬をあげるための繩か。表、蓬、荳火、積薪については、すでに説明したところである。

e も「折傷兵簿」の類であるが、d と異なるところは一種別の器物についてその破損の状況を記している點である。推測の域を脱しながら、d は定期の報告であるのに對し、e は隨時、修理などのために候官に送られてきた破損器物の控えのようなものではなかったであろうか。

f は兵器その他の器物名と數量だけを記したものである。候官における各備品の在庫數を記したものと考えられる。

g は書式からいえばd の備品の各項の下にそれぞれ「負幾算」の文字が記されている。この場合の負算は減點の意でたとえば負一算とは減點一のことと解される。この種の簡は備品の整備状況を査閲した記録で、未整備の個所あるいは件數につきそれぞれ所定の規準にしたがって減點が記入されたものである。これはすべて管理者の責任であり、管理者の功勞の計算に影響したものである。(一) Ba 10と13にみえる「四時簿算」「簿録簿算」は、この種の簡と關係があったと考えられる⁽²⁹⁾。

- 11 誠北陸卒饒得益昌里孟奴 有方一 ☐ 三〇・三六 圖六二
- 12 ☐市年卅一 有方 ☐ 四二七 圖七〇
- 13 第廿陸卒^{甲六四}☐丘定 有方一又生 右卒兵受居延 三・三 圖七〇
- 14 田卒魏郡具丘安昌里李^{甲六四}☐稟矢五十 ☐ 三九 圖三六

d

- 1 戌卒饒得^{官製一領 錢二百卅}☐里毋封建因病死 ^{官練一兩 練一兩}

初元五年九月庚午所^{官練一兩}☐令史^{練一兩}☐第廿四…… 二七・四 圖三六

邊境に勤務する戌卒に對しては、戌卒が携帯したり或は郷里から送られてくる衣服のほかに、現地において一定の衣服と兵器が支給された。aはそのうちの戌卒の衣服のリストである。襲は上衣、袍は襲の下に着る內衣、袴（袴）はズボン状の下衣、單衣はひとえの着物、練は靴下、履は「はきもの」である。⁽⁹⁾襦は綿入れのじゅばん、裘は皮製の衣服をいう。物品名の上に官とあるのは官給品、私とあるのは私物である。官物とセットになっていて官とも私とも書いてないのは、私物とみてよいだろう。

bは衣服の受領簿の簿録である。これらの衣服が官給品であるのか、または郷里から送られてきたものか不明であるが、おそらく官給品ではなかっただろうか。p印は受領したというチェックである。cは戌卒などの所持する兵器ほか器物のリストである。c2、3をみれば、戌卒においても兵器の完好、破損の状況をチェックするこ

とになっていたらしい。ローウェ氏ではcのタイプをMD18に分類する。

こうした戌卒の所有する衣服、兵器類の内容を記した簡は、(一)AⅢロ3の「卒被兵簿」とよばれる帳簿の簿録をなすものである。

dは(一)AⅢロ5の「戌卒病死衣物名籍」に當るものである。

IV 見錢出納

イ 「錢出入簿」

a

- 1 入錢六千一百五十 ^{其二千四百受據}☐ ^{二千八百五十受吏三月小畜計} 九百部吏社錢

- 2 入錢二千七百 …… ☐ 三三・三 圖五六

- 3 入錢百廿二 ☐ ☐ 三三・三 圖五八

- 4 入錢二百^二☐ ☐ 三三・三 圖五九

- 5 入錢六百^三☐ ☐ 三三・三 圖六〇

- 6 入錢七百 史僕廷張如意十一月盡七月々通少百 ☐ 四・七二五・七

圖五

- 7 受錢千三百 ☐ 二五・七 圖三〇 甲三五四

- 8 受錢二百五十九 ☐ 二五・六 圖四七

b

- 1 出錢 買 三五 圖素九 甲二
- 2 出錢百廿 買□一斗 二五・三 圖三〇 甲三三(圖版10)
- 3 出錢百七十 買脂十斤 □ 三三・二〇 圖三四 甲七五
- 4 出錢千三百卅 買膠廿三斤 …… □ 三九・八 圖元一
- 5 出錢四千三百卅五 糴得粟五十一石〇八十五 二六・五 圖五元
- 6 出錢三百六十四 餘五斗 糴麴二石四斗 二五・四 圖三八
- 7 出錢千二百 餘四石 糴黍粟四十石 □□□□ 二六・四 甲二五七
- 8 出錢廿 買腎二具給御史□□ □ 二五・三 圖三六
- 9 出錢六十 買槩二□ 五・五 圖五一
- 10 出泉百廿 糴□黍三□ 一〇・壹 圖九四
- 11 出錢二百五十 買□ 三三・二 圖五五
- 12 出錢…… 買白素一文直二百五十 二四・六 圖四六
- 13 出錢百七十七 七月己巳買□ 三三・四 圖三六 甲二五五
- 14 出錢二百八十七 車一兩 建平五□ □ 三〇・六 圖四二 甲三三
- 15 出錢三千六百 □ 七・七 圖六七
- 16 出錢二百八十 □ 三三・六 圖四九
- 17 出錢廿 □ 二六・七 圖四一
- 18 出錢二千 □ 三三・七 圖四〇
- 19 出錢六百一十二 □ 三三・七 圖四三
- 20 出錢卅五 □ 三三・四 圖四四
- 21 出錢八十 □ 二四・〇 圖三三

居延漢簡の集成二

- 22 出錢五千四百□候長輔出□ 三六・六 圖二五
 - 23 □□□ 買布二□ 二六・六 圖一〇
 - 24 □ 糴小麥十二石〇九十 二六・五 圖四元
 - 25 □ 買箸五十雙 三三・七 圖七
 - 26 □ 買□一斤 五・三 圖五一 甲二〇〇
 - 27 出錢六十七 八月丁巳付尉史壽〇以買膠三斤 二七・三 圖七一
 - 28 出錢四千五百八月乙丑給令史張卿爲市 □ 二六・四 圖三六
 - 29 凡出錢三千二百八十□又七百八十 令史譚市 二六・七 圖三二
 - 30 出小錢廿五 □□□三年八月乙巳掾陽□□□付許□□□ 二九・二 圖三四
 - 31 出錢二千一百 □□□□ 三月乙亥令史□輸…… 三九・六 圖三六
 - 32 出錢萬五千 給吞遠倉 十月丙戌吞遠候史彭受令史 三三・三
 - 33 出錢□千七百五十九□ 其百七 九・四 圖三九
 - 34 出百卅邯鄲□二枚 □ 二六・元 圖四二 甲一七
- c
- 1 □□□受錢六百
 □出錢二百廿糴梁粟二石〇百一十
 □出錢二百一十糴黍粟二石〇百五
 □出錢百一十糴大麥二石〇百一十
 二四・四 圖三九
 - 2 至鑾得出錢五十九買豕廿七束□□□
 從居延至鑾得馬食日二□
 至鑾得出錢百廿一買豆三石□□□
 從居延至鑾得人食□□□

[illegible]

f

- 1 ☐ 錢十一萬三千五百八十六 其十一萬四百卅四調錢
二千八百六十二趙所買帛六匹直
二百九十庫所買直 一六・三 圖三〇・三一 甲九三(圖版10)

- 2 其六萬四千七百六十 ☐
凡七萬五千四百廿九 尉史所賦萬六千六百六十九
焚錢六百一十九・凡千卅九 凡少四千五百卅一

- 2' ☐ 筆錢二百 (裏面) 二六・三・三七 圖三六・三
死卒錢二百卅

- 3 凡直萬五千五百七十三 哭・五 圖四五 甲五二

- 4 ☐ 十一月盡二月積四月直二千八百 ☐ 三六・七 圖四〇

- 5 ☐ 年八月庚午錢計 ☐ 哭・九 圖六六

- 6 ☐ 餘錢百廿 ☐ 六・六 圖二五

- 7 ☐ 錢二百七十四見百六十七少百卅一 ☐ 三七・九 圖三元

- 8 ☐ 三月辛卯見錢萬四千六百廿七 二六・二 圖三五

- 9 ☐ 今二月三日餘見錢八千一百廿 二六・三 圖五元

g

- 1 第四縣長 ☐ 之案錢二百一十六又月錢七十凡二百八十六
第一縣長萬年案錢二百一十六 一五・四 圖五七

- 2 ☐ 祭 ☐ 史杜君 候長一人錢三百
候史縣長九人錢九百・凡千二百 三四・七 圖五七

- 3 ☐ 郭中卿六百錢 ☐ 來亭長六百 二千八百 ☐ 人
☐ 常宛亭卿六錢 ☐ 四千出錢 ☐ 六百
尹卿百錢 三千三百 庫錢 ☐ ☐ ☐

- 3' ☐ 百十七萬六千……
尹卿千錢取百錢有 ☐ ☐ ☐ ☐ (裏面) 一七・三 圖七三・二三 甲九三

- 4 第卅縣長周霸 其 ☐ ☐ ☐ ☐

- 4' 第七候長利 ☐ 千五百五
第七卒孫…… ☐ (裏面) 二六・三 圖四六・四元
第四候史 ☐ 臨六百

- 5 ☐ 八百五十 卒百錢人 ☐ 元・六 圖三〇 甲三二

- 6 ☐ 錢奇多六 尉史壽王五
令史成五 ☐ 二〇・二 圖三六

- 7 ☐ 五百廿五 凡取九百錢四十 ☐ 三六・四 圖四四
☐ 張掾取

- 8 就錢三百 二五・五 圖三九

- 9 ☐ 錢千二百二十四 ☐ 三七・六 圖三七

- 10 ☐ 錢二 ☐ 用三月 ☐ ☐ 七・三 圖二七

- 11 ☐ 千 錢五百 ☐ 四・三 圖三三

- 12 ☐ 錢三百六十 ☐ 三七・九 圖五元

- 13 ☐ 錢四百五十 ☐ ☐ 二 圖五 甲九元

- 14 ☐ 錢二百二十 ☐ ☐ 二 圖八〇

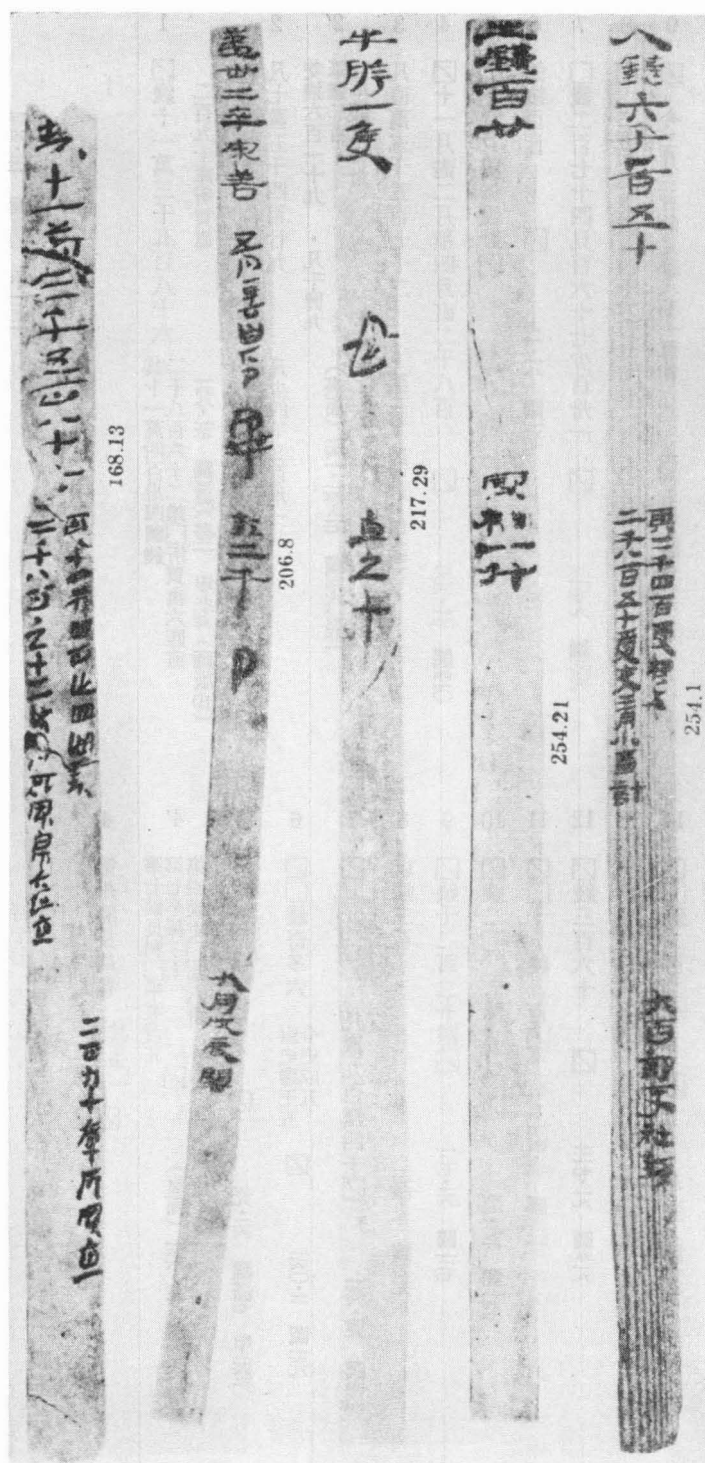
- 15 ☐ 錢百一十 ☐ 六・五 圖五九

- 16 ☐ 錢六百 ☐ 一〇・六 圖四七

a は入錢、受錢の記録、b は出錢して必需物資を購入した記録で、
いずれも「錢出入簿」の簿録をなすものである。ただこのうちb1
は上方に「出錢」とあり下方に「買」の一字があつて金額も購入品
目も記入されていない。これはおそらく最初からこうした簡が用意
されていて、必要に応じて金額と品物名を記入していったものと思

われる。出錢の簿録を注意してみると、b2などがそれに該当するようである。ところで、後に述べる兵士の俸給もふくめて、これら邊境の貨幣經濟は主として内地から送られてくる賦錢によって維持されていたことは問題ないが、ここにあげた入錢、出錢の記録がいずれの機關の記録であったかは問題である。ただ、わたくしは若干の例外はあっても、原則として金錢の取り扱いの候官においてなさ

れ、下級の候や賚では俸給が見錢で支給されるほかは見錢の支給を受けず、日用必需物資は候官から現物で給與されるのが建前ではなかったかという一つの假説をもっている⁽³⁾。したがって、私見よりすればa、bの入錢、出錢の記録はすべて候官のものということになるが、この點についてはなお検討を要するだろう。ローウェ氏ではa bともにMD11に分類する。



圖版 10

cは一箇の中に支拂った金額と購入物資の數量を記入した一種の明細書である。これはおそらくbの27とか28に對應するものである。すなわちbの27、28によると、候官の令史が候官から見錢をもらって買物に出かけているが、そうした際のたとえば令史などの買物の明細書がこの種の簡ではなかったかと考える。

dは品名と數量および値段を記したものである。bと同類の簿録と思われる。

購入した物品は粟、大麥、小麥、黍、梁米、麴（こうじ）、豉（みそ）、鹽、肉、臍物、脂肉、鹽などの食料品のほか鹽（かめ）、布帛、糸、席（むしろ）、苴（たいまつ）、芟（まぐさ）、膠（にかわ）、脂、箸（はし）などに及んでいる。またd9に大薺（なずな）や介すなわち芥（からしな）の種を買っているのは菜園で野菜づくりをするためであろう。またb8にみえる槩は『釋名』に「板の長さ三尺なる者也」とあるように、長さ三尺の木の細長い板のことで、これを切斷して木簡をつくるのである。これにより、書寫材料である木簡も購入されていたことを知る。

eは縣長および成卒の見錢受領簿である。2、3、4はいずれも同形式の簡で、鄭卒名、縣卒名と金額のほか下の「某月千支閣」が同筆で書かれ、「畢」と「某月千支自取口」とは別筆で記入されている。「口（チェック）」は受取ったというしるしであり、それはe1の場合も同様である。これに對して「畢」とは支拂い済みという記入である。問題はこれらの見錢がどういう種類もしくは内容の

ものであったかである。e1の七十一錢はよく判らないが、たとえばg1にみえる菜錢、月（肉）錢の類であろうか。また2以下については、次の口「吏受奉名籍」のf1の簡に吏の奉錢と並んで卒の閣錢というものが記されており、eの「閣」とはこの閣錢を指すのではないかと考えられる。ただその場合に、成卒は基本的には義務として邊境の勤務に従事するものであるから、衣服、兵器、食糧などは支給されても俸錢は一文も支給されなかった。それは後の俸錢の簿録に成卒關係のものが皆無であることから明らかである。「閣」が閣錢であることが判っても、その實體はなお不明である。fは見錢の總額および餘錢の總額を記したもので、「錢出入簿」の帳尻の類である。

gには「錢出入簿」のa~f以外のもの、および斷簡を採録した。g8の就錢とは雇傭者に支拂われる賃金である。

口 「吏受奉名籍」

a

- | | | | | | |
|---|----------|---------|------|------|------------|
| 1 | 第廿八縣長程豐 | 十月奉九百 | 二六・七 | 圖二〇一 | 甲二五六（圖版11） |
| 2 | 莫山縣長董彭 | 五月奉錢九百 | 九二・七 | 圖三〇四 | 甲五二 |
| 3 | 第一隊長王萬年 | 十二月奉 | 四二 | 圖三三 | |
| 4 | 長周始 | 十一月奉錢九百 | □□ | 二七・三 | 圖三〇五 甲四〇二 |
| 5 | 第廿三候史淳于良 | 十一月奉錢九百 | □ | 二七・七 | 圖三〇六 甲四〇七 |

- 6 餅庭候長王疆 三月奉錢千二百 ☒ 三九・六 圖三五
- 7 ☒ 五月奉錢六百 三六・四 圖二五
- 8 ☒ 三月奉 ☒ 一六・三 圖四〇
- 9 尉史李卿六月盡八月奉錢二千七百 六・三 圖二五 甲六二
- 10 第廿二隊長史豐 八月祿錢九百 二四・五 圖三八 甲三〇六
- 11 第十士吏陳義 四月盡六月祿 ☒ 三〇・五 甲二五
- 12 ☒ 八月祿錢 ☒ 六・四 圖三元
- 13 候史斬望 正月奉帛二匹直九百 其一匹願交 定受一匹 六・三 圖三三
- 甲四六
- 14 ☒ 十二月奉用帛直九百 ☒ 三九・三 圖〇七
- 15 ☒ 九月祿用帛一匹四寸 ☒ 三六・五 圖三三
- 16 ☒ 四月祿用帛一匹直四 ☒ 元・〇 圖四七
- 17 ☒ 三月祿用鹽十九斛五斗 ☒ 二五・〇 圖三〇
- b
- 1 出十二月吏奉錢五千四百 候長一人 候史一人 縣長六人
- 五鳳元年正月丙子尉史壽王付第廿八隊長嚴奉世卒弘孫辟非
- 三・三 圖五五 甲一五
- 2 出錢……百 其一二百 ☒ 縣長徐 ☒ 十月十一月奉 第十七候長鄭疆十月十一月奉 三・二 圖八四
- 十二月丙申令史弘取付尉史疆
- 3 ☒ 給四月奉錢千二百 五月奉錢千二百 ……月奉錢千二百 河平二年五月辛丑掾常付士吏宗

- 一六・元 圖六六
- 4 ☒ ☒ ☒ 軍六百 十一月癸巳士吏疆付卅五吏張疆 三四・〇 圖四〇
- 5 出錢三……五十 候長胡霸三 ☒ 胡 ☒ 縣長范安世四百 虜縣長去仁五百 武疆縣長 ☒ 六百五十 驚虜縣長富 ☒ 俱起縣長 ☒ 昌六百
- 6 出…… 卅六縣…… 卅八縣…… 卅一縣…… 卅二縣…… 卅四縣…… 月奉 二〇・五 圖五七 甲九四六
- 7 出賦錢八萬一百 給佐吏八十九人十月奉 甲九七 (圖版11) 一六・五 圖五三
- 8 出賦錢二千七百 給令史三人七月積三月奉 圖三〇 甲六二 (四・五三・三)
- 9 出錢四千 給尉一人四月五月奉 一六・〇 圖五三 甲四九
- 10 出錢六百 給止害縣長李潭十二月奉 十二月戊午令史敵付詣 三〇・二 圖二六 甲三六
- 11 出錢千二百 給第 ☒ 八九 圖一八四
- 12 出錢五百 給吞 ☒ 三三・〇 圖二五
- 13 出錢六百 ☒ 三七・三 圖五八
- 14 ☒ 給候一人七月積一月奉 一四・〇 圖五九 甲八二
- 15 出錢二千七十給逆胡縣長 ☒ 七・三 圖八五
- 16 出臨木候史錢千二百 ☒ 七・〇 圖八六
- 17 出錢六百第四縣長安世 ☒ 一〇・元 圖四七

c

1 不侵縣長高仁 柒月祿帛三丈三尺 八月甲寅自取 縣長孫昌取口

叁七 圖二六

2 ☐ ☐ ☐ 守舊夫王光 十一月奉錢七百廿 十二月辛酉 ☐ ☐ ☐ ☐

三六 圖二六

3 ☒ ……二年十二月盡三年正月積二月奉錢千四百 十二月丙辰

自取口 叁〇 圖六一

4 吞遠部

候吏更已取
吞北縣長爲已取
萬年縣長已取

今取三千六百

☐ 二二・元 圖二〇

d

1 居延甲渠候長張忠 未得正月盡三月積三月奉用錢三千六百已

賦畢 壹五 圖五九 甲寅(圖版11)

2 居延甲渠候史王武 未得正月盡三月積三月奉用錢千八百已賦

畢 叁七・四 圖二五 甲二〇六

3 居延甲渠第二隊長左尊 未得十月盡十二月積三月奉用錢千八

百已賦畢 二六・元 圖二二 甲一九

4 ☐ ☐ 未得四月盡六月積三月奉用錢二千七百已賦畢 四・五

圖七六 甲六

5 ☐ ☐ 未得七月盡九月積三月奉用錢九千 三七・元 圖二七

6 ☒ 四月盡六月積三月奉用 ☐ 二六・二 圖二五

e

1 居延甲渠次吞縣長徐當時 未得七月盡九月積三月奉用錢千八百
神爵二年正月庚午除 已得賦錢千八百

毛八 圖三三 甲元九 (圖版11)

2 ☒ 安世 未得正月奉用錢六百 四〇・元 圖二七

除 已得奉六百自取

3 甲渠望虜縣長符陽已 二六・二 圖二二

神爵三年三月庚子除

4 居延甲渠臨木隊長王積

月丙午除

5 ☒ 渠第廿隊長何賢 三三・四 圖二三

年七月癸亥除

6 河平八年七月壬子除 已 ☐ 六・六 圖二〇

未得四月盡六月積三月奉用錢千八百

7 ☒ 已得賦錢千八百 八・三 圖三六

錢千八百

8 ☒ 三月積三 四四・六 圖二八

已得三月癸亥盡丁丑積十五日奉用錢六百自取 ☐ 四・六 圖二九

9 ☒ 已得七月盡九月積三月奉 ☐ 六・三 圖三三

已得九月奉錢六百

10 ☒ 已得九月奉錢六百 二〇・五 圖三七

得十月奉用錢六百 一四・元 圖二九

11 甲渠候塞 吏奉錢十五萬七百 私奉二百廿二 二四・二 圖三七

卒吏錢已發 八月見數

12 ☒ 月奉 出錢四 ☐ 三七・三 圖二八

今 ☐ 錢六…… 一四・三 圖三三

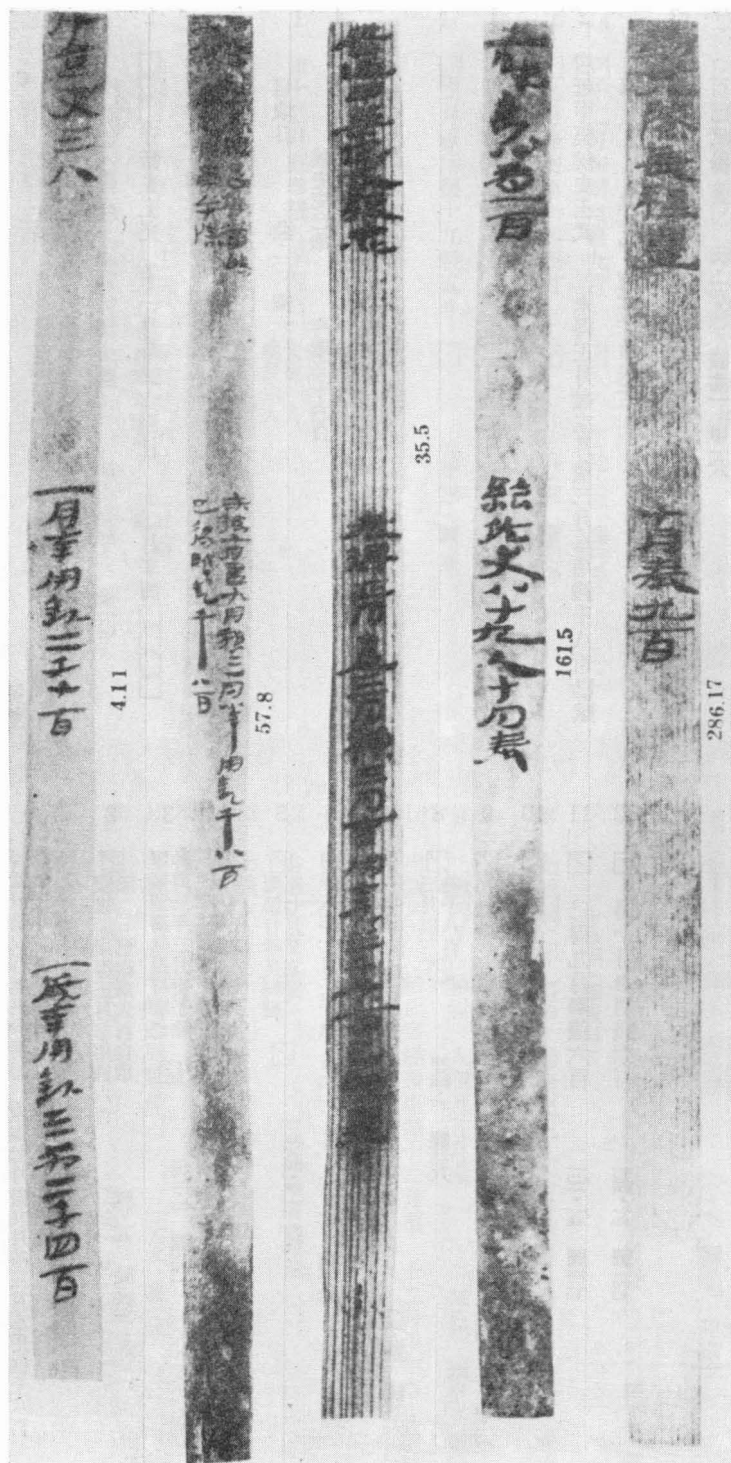
4 ☒ 入錢四百六十八 凡見八千一百六十四

出八百賦士吏辛明 出千以賦卒

出九百廿一賦尉史輔 出四百卅徐得正月廿二日奉

出二百…… 餘二千九十二

- 4' ☒ 餘錢千八十□
出二千四百……之輔各一月奉
出……午奉
出……陰長邪尙奉
●餘七千六百九十八
(裏面) 一三・五 圖三七、三三 甲九〇
- 5 ☒ 計
王卿奉錢千三百五十在喪所
前取五百七十四 又前奉計爲收
所徵粟少十五石 前粟計自計之
名自計少粟： 三六・七 圖三三
- 6 ☒ 奉千二百 出錢百四□□
餘千錢…… ☒ 一〇・五 圖三九
- 7 ☒ 奉餘錢四□ 一〇・七 圖四七
- 8 斗食吏三人 一月奉用錢二千七百 一歲奉用錢三萬二千四百
四・二 圖三六 甲三(圖版11)
- 9 ☒ 一歲奉用錢三萬六千 三〇・三 圖五〇
- 10 ☒ 奉錢三萬八千一百卅□□ 三六・六 圖三三
- 11 ☒ 月盡三月積十二月奉用錢萬四千四百 八四・三 圖七六



圖版 11

12 甲渠官□□一百七人寮□將軍一月祿用錢十萬八千八百五十

二六・二〇 圖三三

13 金曹調庫賦錢萬四千三百三十三元・六 圖二六

14 □ 賦錢四萬二千 一八・七 圖三九

15 □ 賦餘錢千三百廿九 □ 一〇・六 圖四〇

a は個人別に吏の肩書と姓名の下に月と俸錢の額を記載したもので、一月單位につくられるのが「某年某月吏受奉名籍」、數ヶ月にわたるものがたとえば(一)A IV 〇 2 の「居攝元年十二月盡二年正月吏受奉名籍」である。俸錢支拂い臺帳とでもいべきものである。祿という表現は王莽時代固有のものである。また俸給は本來見錢で支拂われるのが一般であったが、時には帛や鹽その他で支拂われたことは13以下の諸例で知られる。なおaのうち下半分を缺いている簡の中にはc 1、2のような簡がふくまれているかもしれない。aはローウェ氏ではMD 12にみえる。

b は俸錢を支拂った出納簿の簿録である。13と18の六百錢は10により際長の一月の俸錢とみてここに採録した。また11の千二百錢はd 1よりして候長の一月の俸錢の額である。ただ17の候史千二百錢というのを俸錢ととれば、候史はd 2、d 5よりすると俸錢は六百、九百錢であるから、千二百錢は少し高すぎるかもしれない。同様に16の二千七十錢を際長の三月分の俸錢とみれば、一月六百九十錢という際長の俸錢があったことになる。ただ俸錢は必ずしも一定していたとは限らないし、また同時期の同じ官職でも重要さの度合い

に應じて差があったとも考えられるので、いちおうここに收めたが、あるいはこれらの簡は俸錢以外のものであったのかもしれない。bの一部はローウェ氏のMD 11に收録されている。

c は俸錢の受領簿である。c 4は候史、際長の俸錢をそれぞれ六百錢として、二月分の俸錢である。

d は未拂いの俸錢を後日支給したという記録簿である。官職名、姓名以下「已賦畢」まですべて同筆で記されている。

e もdと同様に俸錢の遅拂いに關するものであるが、「已得」とか「自取」という文辭からして、これは未拂いの俸錢の受領簿と考えられる。何らかの事情で内地からの賦錢の到着が遅れたための結果である。(一)A IV 〇 5および4にあげた「吏奉賦名籍」とは、内容的にはこの種のような簡を指すものであらう。

f は俸錢の總額、および差し引きした餘錢の總額を記した帳尻の類である。f 1は必ずしも俸錢だけではないが、甲渠候官の一月の俸錢の總額がみえるので、いちおうここに分類した。また13と15の賦錢も必ずしも俸錢だけとは限らないが、いちおうここに入れておく。

V 食糧

イ 「穀出入簿」

- | | | | |
|----|---|-------|-----|
| 13 | 出二石 六石・食吏卒 | 三三・五 | 圖五六 |
| 14 | ☒ 粟廿石 ☐ 給 ☐ ☐ ☐ 付食
☐ 得食 | 三四・三六 | 圖五八 |
| 15 | ☒ 給卒一人六月食
三二・美 | 圖六三 | |
| 16 | ☒ 七斗 出粟米五斗二升食府君以下積十三 | 三六・一 | 圖六五 |
| 17 | 出八月 ☐ ☐ 六石 神爵二年六月丙申 | 四・三 | 圖六〇 |
| 18 | ☒ ☐ 十一月乙亥士吏以粟吏卒廿七人
出穀百廿六石二斗六升大
出穀百卅……
凡出穀…… | 五・九 | 圖三〇 |
| 19 | ☒ ☐ | 六・七 | 圖六二 |
| 20 | 十月四日米一石二斗二升
出六升四日 ☐ 入官
出六升三日 ☐ ☐ 食
五・哭 | 圖六八 | |
| 21 | ☒ 其二石食終古縣長徐段六月
二石食俱南縣長周尊六月食
三七・九 | 圖三五 | |

- | | | | | |
|----|----------------------------------|------|-----|------|
| 1 | 千九百一十二石六斗六升大 | 二五・七 | 圖二五 | 甲三五〇 |
| 2 | 二千一百一十四石九升少 | 二九・四 | 圖三二 | |
| 3 | 粟千五百八十七石二斗四升少 | 三七・三 | 圖二五 | |
| 4 | 其二千一百九十五石二斗一升粟
其三千八十四石三斗三升大榜糧 | 三四・三 | 圖三六 | |
| 5 | 升 其十九石三斗三升
六百卅一石八斗 | 三四・三 | 圖二八 | |
| 6 | 少 其二百卅五石米糠
四千二百六十三石一斗 | 一三・三 | 圖〇三 | |
| 7 | 其三百卅三石五斗五升大粟
其七百七十七石五斗一升糜 | 一七・五 | 圖七三 | |
| 8 | 其八百卅七石粟
四百廿五石麥 | 一〇・三 | 圖四七 | |
| 9 | 一斗
三石四斗一升爲五石卅二石五斗 | 四六・三 | 圖五六 | |
| 10 | 粟一石七斗四升 | 二六・五 | 圖三〇 | |
| 11 | 爲大石 三石八斗八升 | 三〇・九 | 圖五七 | |
| 12 | 斗六升 | 三・四 | 圖五九 | |
| 13 | 斗三升少 | 一五・六 | 圖五六 | |
| 14 | 五升 | 一九・五 | 圖三一 | |
| 15 | 九月麥一斛五斗 | 二〇・八 | 圖三九 | |
| 16 | 七斗五升少 | 三三・三 | 圖三六 | |
| 17 | 月食一石八斗 | 三七・九 | 圖五九 | |
| 18 | 四石 四石 四石 | 三七・元 | 圖四七 | |

對しては、當然のことながら食糧として穀物が支給された。穀物には粟、麥、稗、穰、粱米、黍などがあり、漢簡中の「穀」はこうした五穀一般の總稱として用いられている⁽³²⁾。

a は吏卒および卒家族に支給すべき穀物を甲渠候官その他で受け取った記録で、「穀出入簿」のうち「入簿」に當るものである。甲渠候官で穀物が支給されたことはVIハのいわゆる「詣官」簿の簿録によっても知られ⁽³³⁾、ここに倉庫（城倉か）があったと推測されるが、甲渠候官所轄内にはこのほかにも（一）AVイによって判るように吞遠倉、收虜倉、第廿三際倉、第廿五倉、第廿六倉といった倉庫がおかれていた。しかもこれらの倉庫にはそれぞれ「穀出入簿」なるものがあり、それはまた候官に提出されて甲渠候官全體としての「甲渠候官某年某月穀出入簿」が作成されるのである。したがって甲渠候官に「穀出入簿」があつても、a のグループをすべて甲渠候官だけの記録とみることはできない。この點はb c についても同じことである。a b c ともに甲渠候官をはじめとする候官所轄下の倉庫の「穀

出入簿」の簿録とみるのが穩當であろう。なお倉庫についていえば、これら甲渠候官内の倉庫がいったいどのような關係にあつたのか、候官全體としての食糧供給機構はどうなっていたのかといった點など、倉庫じたいの性格も含めてなお十分明らかではない。大石は粟の「み」、小石は「もみ」のこと、斗や升のあとの「大」とは大半のことで三分の二、「少」とは少半のことで三分の一をいう。18 は穀物を候官に運搬した記録であるが、いちおう「入穀簿」の中に入れた。また1、2、8 の諸簡によれば居延の一般民から穀物が納入されている。當時居延では趙過の代田農法が行われ、ある程度の自給自足の體制が立てられていたと思われるが、一部は内地のほか、こうした一般民からも供給をうけていたことを知る。

b は「穀出入簿」のうちの「出簿」に相當するものの簿録である。b 19 はあるいは帳尻としてc に入れたほうがよいかもしれない。

c は穀物の残高を記したもので、いわば「穀出入簿」の帳尻に當る。5 は文書の性格は異なるが、餘穀ということで、ここに入れた。



圖版 12

なおb、cともにこれが甲渠候官だけのものではないことは、aで述べたとおりである。

dは「穀出入簿」の簿録であることは間違いないがa、b、cのいずれとも判らないものを収めている。

ロ 「吏卒稟名籍」

a

1 第廿三部卒十二月
稟名 廿二人

第廿三卒李嬰 第廿四卒張猛 第廿六卒壽安
第廿三卒蘇光 第廿五卒魯建 第廿六卒韓非
第廿三卒鄭亥 第廿五卒韓意 第廿七卒張頌
第廿四卒石間 第廿六卒張建 第廿八卒石賜
第廿八卒羊實 第卅卒鍾昌 第廿八卒相意
第廿八卒馬廣 第卅卒高關 二五・三 圖二九 甲一八 (圖版13)
第廿九卒張卷 第廿九卒左償
第廿九卒張壽 第廿九卒弘

2

第廿八卒陳隱 第廿卒張
第廿九卒華直 第廿一卒翟
第廿九卒張壽 第廿一卒呂
第廿九卒弘

一六・元 圖三〇

3 斗一升

止害卒王博 當曲卒王安世
止北卒徐宜 駒望卒卒

三三・五 圖二五 甲七二

b

1 次吞隊長徐當時卒四人 卒樊利親 卒祝自爲 用粟十石
卒崔利 卒吳道

五・二五 圖三四 甲四〇

2 賢隊卒四人 用粟六石二斗二升大 又四斗 四・元 圖二六〇

居延漢簡の集成二

3 人 五月食用穀三石 三三・五 圖二六

4 十月食用穀三石 九二・四 圖六二

5 用穀六十六石八斗 三七・七 圖三五 甲四四

6 卒陳偃 粟小石三斗三升 七六・元 圖六

7 粟一斗二升 用穀三石三斗三升少 一七・三 圖四九

8 候長郭它榜程三石三斗三升少 三三・三 圖四九 甲七三

9 第十三 食榜程三石三斗三升少 卒 弓始食榜程四石 三三・四 圖五〇

10 其八人物故 見食二百九十一人 二六・四 圖三三 甲二五

一人因病罷

c

1 鄣

令史會粟三石三斗三升少十二月 自取
尉史伊粟三石三斗三升少十二月 自取
尉史皇楚粟三石三斗三升少十二月 自取
尉史郭當粟三石三斗三升少十二月 自取
尉史郭充粟三石三斗三升少十二月 自取
令史郭充粟三石三斗三升少十二月 自取
令史食吞遠

鄣卒孫捐之粟三石三斗三升少十月 自取
鄣卒趙忘生粟三石三斗三升少十月 自取
鄣卒周定粟三石三斗三升少十月 自取
鄣卒南粟三石三斗三升少十月 自取
鄣卒孟延粟三石三斗三升少十月 自取
鄣卒延粟三石三斗三升少十月 自取

鄣卒孔聖之粟三石三斗三升少十月 自取
鄣卒徐充粟三石三斗三升少十月 自取
鄣卒王快粟三石三斗三升少十月 自取
鄣卒李壽王粟三石三斗三升少十月 自取
鄣卒樂勝之粟三石三斗三升少十月 自取
施刑桃勝之粟三石三斗三升少十月 自取

令史張宣粟三石三斗三升少 自取
尉史郭常粟三石三斗三升少 自取
尉史承祿粟三石三斗三升少 自取

三三・三 圖二四
甲四〇 (圖版13)

二七・九

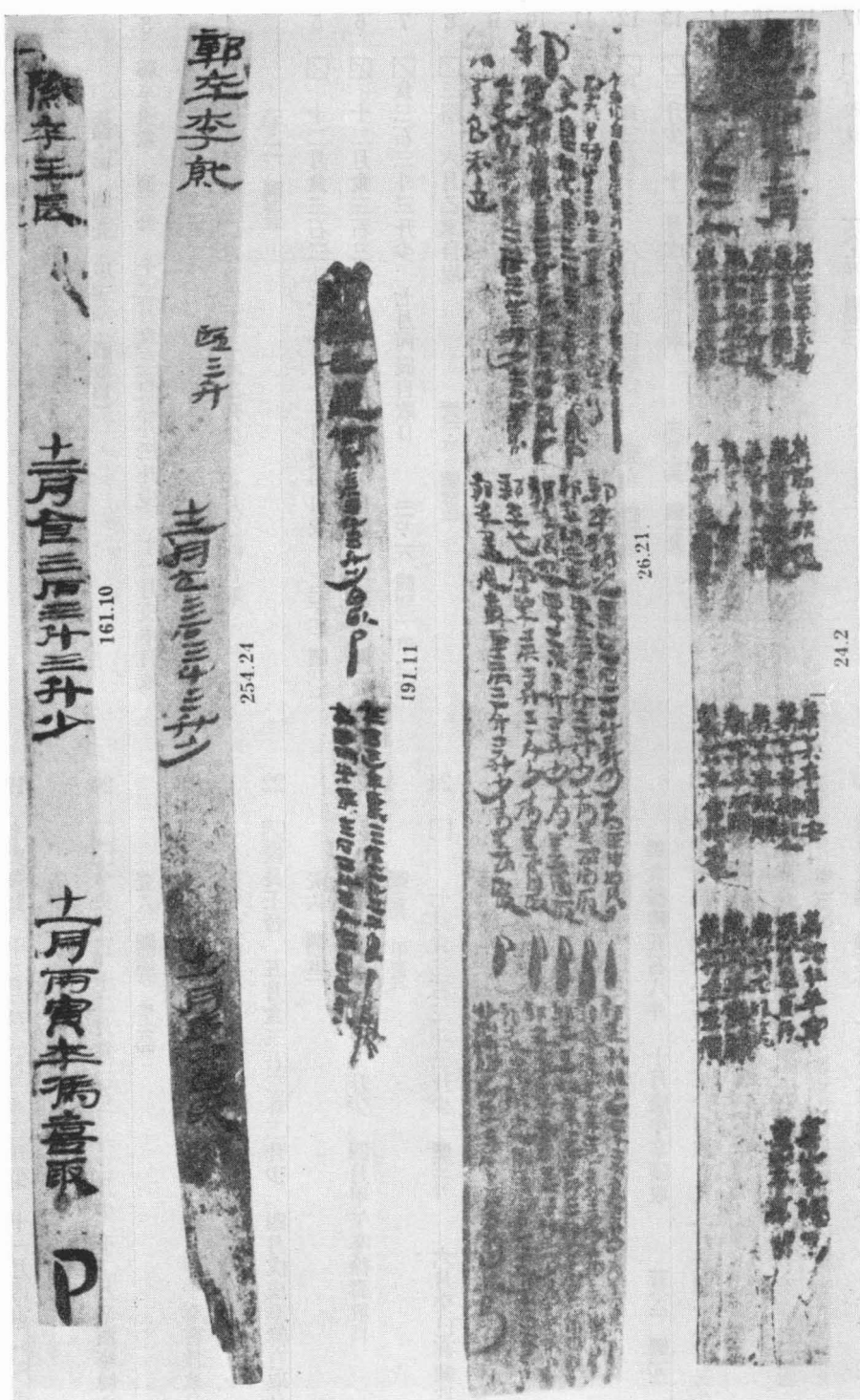
2 鄣 三三・二〇 圖二〇

二七・九

- | | | |
|----|--|----------------------------------|
| 3 | 鄣
令史任根粟三石三斗三升少自取
令史隗忠粟三石三斗三升少自取 | 四九 圖三九 |
| 4 | 第四隊長五月粟三石三斗三升少
四月壬戌自取……
卒成□五月食粟三石三斗三升四月癸未卒魏羽取
卒魏羽五月食粟三石三斗三升四月癸未自取
卒□常五月食粟三石三斗三升四月癸未…… | 一〇・二三 圖三八 |
| 5 | 沙縣長遺卿粟三石三斗三升少自取
卒呂延年粟三石二斗二升自取
卒西門樂粟三石二斗二升卒呂延年取 | 一九・一二 圖三三(圖版13) |
| 6 | 第十一隊長□月食三石三斗三升少卒王利取
卒□月食三石三斗三升少自取
卒王利月食三石三斗三升少自取 | 二六・元 圖三六 |
| 7 | 第十一隊長王延壽粟三石三斗三升少□取卒□粟三石三斗三升少自取
吳・三 圖四二 | 一八・元 圖三八 |
| 8 | 第卅四隊長趙亥粟三石三斗三升少□
第十五隊長彭□□三石三斗三升少□
三月乙丑卒□取 | 三七・四 圖三九 |
| 9 | 俱南隊長周吉粟三石三斗三升少□
三壠隊長宋解粟三石三斗三升□
侯長榮福三石三斗三升少成卒臧強取 | 三四・五 圖三九
四六・六 圖四〇
二二・三 圖四一 |
| 10 | 長楊□粟三石三斗三升少杜貴取
斗三升少自取□
卒郭利粟三石三斗三升少自取□
卒尹樂粟三石三斗三升少自取□
卒左奔粟三石三斗三升少自取□ | 四七・七 圖四一
二七・三 圖四二 |
| 11 | 斗三升少自取□
卒許就粟三石三斗三升少史誼取
卒馬武粟三石三斗三升少周卿取 | 二七・三 圖四二 |
| 12 | 卒石賜粟三石二斗二升少□取 | 二七・三 圖四二 |
| 13 | 卒石賜粟三石二斗二升少□取 | 二七・三 圖四二 |
| 14 | 卒石賜粟三石二斗二升少□取 | 二七・三 圖四二 |
| 15 | 卒石賜粟三石二斗二升少□取 | 二七・三 圖四二 |
| 16 | 卒張□取
卒丁利親麥二石九斗卒張□取
卒張□麥二石九斗自取 | 四四・七 圖三九 |
| 17 | 粟三石三斗三升少算取
卒莊讓粟三石三斗三升少□
卒馬算粟三石三斗三升少□ | 一一・七七 圖四〇 |
| 18 | 卒陳賀務糧三石三斗三升少富宣取□
卒蘇宜務糧三石三斗三升少富宣取□
執胡隊長吳宗粟三石三斗三升少世取
侯史胡延壽粟三石三斗三升少□取
卒柳世三石二斗二升少自取
卒楊湯三石二斗二升少世取
卒李何傷三石二斗二升少世取 | 四四・六 圖三一
甲三五 圖三二 |
| 19 | 侯史延壽馬食粟五石八斗卒湯取
卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二七・二 圖四一
二六・元 圖四二 |
| 20 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 21 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 22 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 23 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 24 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 25 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 26 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 27 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 28 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 29 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |
| 30 | 卒張半子粟三石三斗三升少十一月丁酉自取
……三石三斗三升少十一月丁酉半子取 | 二六・元 圖四二 |

- 1 令史田忠 十二月食三石三斗三升少 十一月庚申自取
三三・七 圖三六
- 2 鄭卒李就 鹽三升 十二月食三石三斗三升少 十一月庚申自取
三三・四 圖元 甲三三(圖版13)
- 3 鄭卒張意 鹽三升 十二月食三石三斗三升少 十一月庚申自取
三三・四 圖元
- 4 止害賧卒孫同 二月食三石三斗三升少 正月乙酉自取
三三・二 圖三三
- 5 十二月食三石三斗三升少 十一月庚申自取 三三・〇 圖五七
- 6 十二月食三石三斗三升少 十一月庚申自取 三三・三 圖九
- 7 食三石三斗三升少 七月丙辰自取 三三・六 圖三三 甲三三
- 8 三斛 六月乙亥自取 四八・五 圖四三
- 9 升少 十月丁亥卒自取 三三・三 甲二四
- 10 三升少 五月自取 三三・四 圖三六
- 11 升少 四月癸巳自取 三三・七 圖三四
- 12 月食三石…… 八月己卯自取 元九 圖三三
- 13 三升少 十一月戊辰自取 三三・三 圖三三
- 14 十一月壬午自取 三三・九 圖三七 甲三三
- 15 正月辛酉自取 二四・六 圖二五 甲三三
- 16 自取 三三・二 圖三三
- 17 自取 三三・六 圖三三
- 18 七賧卒王良 十二月食三石三斗三升少 十一月丙寅卒馮喜取

- 19 令史鄭豐 十二月食三石三斗三升少 十一月丙寅自取
三三・三 圖三六 甲三三
- 20 令史田宣 十二月食三石三斗三升少 十二月辛酉卒韓有取
元八 圖三六 甲三三
- 21 賧長王望 五月食三石三斗三升少 四月甲午卒曹放取
三六・八 圖三三 甲三五
- 22 候長王晉 五月食三石三斗三升少 四月戊戌卒韓有取
元六 圖三三
- 23 五月食三石三斗三升少 四月甲午卒徐壽取 三三・七
圖三三 甲三六
- 24 七月食三石三斗三升少 鹽三升 六月癸巳高蘭取
三三・六 圖二四 甲二四
- 25 十月丁亥卒王段取 三三・五 圖二五 甲三七
- 26 八月辛亥卒高慶取 三三・七 圖二六
- 27 候長王充粟三石三斗三升少 十月庚申卒護取
馬食榜程五石八斗 十月庚申卒護取 一三・三 圖二九 甲三三
- 28 士吏尹忠 藥一小石三斗三升自取 又二月食藥一小石三斗三升
卒陳慈取 三三・〇 圖二四 甲三六
- 29 萬歲賧長郅音 三月食粟三石三斗三升少 三三・三 圖三三
甲二〇
- 30 鄭卒史賜 鹽三升 十二月食三石三斗三升少 十一月
三三・一 圖四三



圖版 13

31 □胡隊卒張平 十二月食□ 壹八 圖五三
 32 第十六隊卒趙定 十月食榜糧三石三斗三升少 十月□

英八 圖二〇〇

33 □卒徐□ 七月食三石□ 一四・一七 圖三六

34 鄣卒馮縱 粟六月三石三斗三升□ 一八・一 圖三八 甲一〇五

35 □食三石三斗三升少 □月□ 五・五 圖六六

36 □ 七月食三石三斗三升少 □ 五七・八 圖六九

37 □ 七月食三石三斗三升少 □ 五七・六 圖五三

38 □ 五月食三石三斗三升少 □ 二・一 圖三三 甲一四九

39 □ 三月食三斛 □ 三・五 圖六三

40 □三月食□□□ □ 四・六 圖五五

41 □三升少 □ 五・五 圖六八

42 十七卒衣倉 十二月二石 四・三 圖六一 甲三

43 □□□長□□ □ 十一月丙辰卒鈞護取部卒十五人食 三・三 圖二六

圖二六

「吏卒粟名籍」とは吏卒の食糧配給名簿である。(一)AVI7に「吏卒當食者案」というものがみえており、両者に相違があるとすれば、前者は實際に食糧の配給をうけたもの、後者は配給をうけるべき吏卒の名簿であろう。なおこれら「吏卒粟名籍」にしても「吏卒當食者案」にしても、「穀出入簿」と同様に各倉庫にも備えつけられており、ここに収録する簿録がすべて候官だけのものだと断定できない。

a は食糧の配給をうけるべき者の名簿で、1と2は候単位でまとめられたもの、3は候かもしくは省卒の名簿である。

b も食糧の配給をうけるべき者の名簿の類で、隊単位および個人のものその他である。

c は實際に食糧を受け取った名簿で、鄣すなわち候官をはじめ、候・隊単位でまとめられたものである。これによれば吏卒ともに一月の食糧は粟で三石三斗三升少である。また三石二斗二升少とあるのは小月の配給量である。なおc1によれば、施刑すなわち弛刑のものは一般の吏卒よりも少く一月三石と差別されている。なおこの種の簿録で注目されるのは上段の隊長名に對してその下の配給量や「自取」の字が別筆で書かれているものがあることである。たとえばc5、7がそれに當るが、このことは前もってIイbのような隊長名だけを記入した簡をつくっておき、實際に食糧を渡したときに配給量その他が記入されたことを推測させる。

d は個人別の食糧受領簿である。1と17までは「自取」すなわち本人自から受け取ったもの、18と28は本人に代って他人が受け取ったもの、29以下は「自取」かあるいは他人が受け取ったものか不明のものである。なお2、3、24、27、30によれば、食糧としての穀物のほかに鹽(月三升)や馬の食糧も同時に支給されていることが知られる。dはローウェ氏ではMD8にみえ、d30の簡番號三九二・一は破城子出土簡にはなく三九・二の間違ひではないかとする。

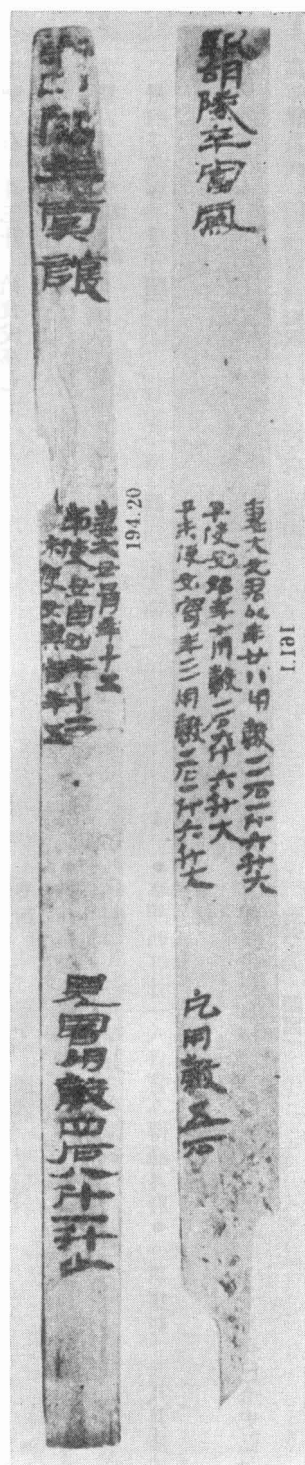
ハ「卒家屬稟名籍」

a

- 1 俱起縣卒王並 妻大女歲年十七用穀二石一斗六升大 子未使女毋知年二用穀一石一斗六升大 凡用穀三石三斗三升少 二〇三・三 圖二一
- 2 俱起縣卒丁仁 母大女存年六十七用穀二石一斗六升大 弟大女惡女年十八用穀二石一斗六升大 弟使女肩年十三用穀一石六斗六升大 凡用穀六石 三〇三・二 圖三〇 甲二〇〇
- 3 執胡縣卒富鳳 妻大女君以年廿八用穀二石一斗六升大 子使女始年七用穀一石六斗六升大 子未使女寄年三用穀一石一斗六升大 凡用穀六石 三〇一・一 圖二四 甲九五五 (圖版14)
- 4 武成縣長孫青肩 妻大女謝年卅四用穀二石一斗六升大 子使女於年十用穀一石六斗六升大 子未使女足年六用穀一石一斗六升大 凡用穀五石 三〇三・七 圖二五
- 5 制虜縣卒張孝 妻大女弟年卅四用穀二石一斗六升大 子未使女解事年六用穀一石一斗六升大 凡用穀三石三斗三升少 五・五 圖五五 甲五五五
- 6 制虜縣卒周賢 妻大女止耳年廿六用穀二石一斗六升大 子使女捐之年八用穀一石六斗六升大 子使男並年七用穀二石一斗六升大 凡用穀六石 三〇・四 圖三四 甲二〇三
- 7 制虜縣卒張放 妻大女自孕年廿三用穀二石一斗六升大 子未使男望年二用穀一石六斗六升大 凡用穀六石 三〇・五 圖三五 甲二〇四
- 8 驚虜縣卒徐 妻大女南弟年廿八用穀二石一斗六升大 子未使男益有年四用穀一石六斗六升大 子女曾年一用穀八斗 凡用穀四石六斗 三〇・二 圖三三
- 9 城北縣卒膝勳 妻大女嬰 一六・七 圖四六

b

- 10 卒李護宗 妻大女足年廿九用穀二石一斗六升大 子使男望年七用穀二石一斗六升大 凡用穀四石三斗三升少 二〇三・九 圖二二
- 11 妻大女止 年廿一用穀二石一斗六升大 弟使男陵年十二用穀二石一斗六升大 凡用穀四石三斗三升少 二〇三・三 圖三四 甲二〇一
- 12 父大男相年六十用穀三石 凡用穀九石 二〇三・七 圖三三
- 13 妻大女君至年廿八用穀二石一斗六升大 弟大女待年廿三用穀二石一斗六升大 子使男相年十用穀二石一斗六升大 妻大女佳年十八用穀二石一斗六升大 凡用穀三石 二〇三・三 圖三三
- 14 年廿四用穀二石一斗六升大 二〇三・四 圖三一
- 15 用穀二石一斗六 三〇・八 圖六〇
- 16 凡用穀三石三斗三升少 五・五 圖六
- 17 凡用穀六石五斗 五五・三 圖六〇
- 18 凡用穀三 三〇・三 圖六一
- 19 凡用穀三 三〇・三 圖六一
- 1 第四縣卒張霸 弟大男輔年十九 弟使男勳年七 妻大女使年十九 見署用穀七石八升大 三〇・〇 圖三六 甲二〇六
- 2 第四縣卒伍尊 妻大女足年十五 見署用穀二石九升少 五・〇 圖五五 甲二〇五
- 3 第四縣卒虞護 妻大女胥年十五 弟使女自如年十二 弟未使女算省年五 見署用穀四石八斗一升少 二〇・〇 圖三五 甲二〇四 (圖版14)
- 4 第五縣卒徐誼 妻大女職年卅五 子使女待年九 子未使男有年三 見署用穀五石三斗一升少



圖版 14

二〇・三 圖三

5 第六隊卒寧蓋邑

父大男 年五十二
母大女 請卿 年卅九
妻大女 足年廿一

見署用穀七石一斗八升大

二〇・三 圖六

6 第廿三隊卒王音

妻大女 貧年廿
居署卅日用穀二石一斗

二〇・六 圖三

7 卒王娶

妻大女 信年十八
見署用穀

五・六・二〇 圖三六

8 妻大女 侍年廿七

子未使男 優年三
省焚用穀五石三斗一升少

二〇・三 圖三

9 妻大女 新年廿七

子小男 年
子小男 年
子小男 年

二〇・三 圖九三

10 年十八
年卅七
年十二

三・六・三 圖四一 甲七五

二種類の形式がある。

a は上段中央に隊卒名を書き、中段には家族それぞれの配給量について隊卒との續柄、性別年齢区分、名前、年齢と一月分の配給量が記され、

そして下段には「・凡用穀」として隊卒を除く家族全員の配給量が記入されている。なお性別年齢区分は大男・大女は十五歳以上の男女、使男・使女は十四歳以下七歳以上の男女、未使男・未使女は六歳以下の男女を区分した呼稱で、この年齢区分は當時の人頭税である算賦、口賦の納税義務年齢と一致している。

b は上段中央に隊卒名、中段に家族成員各人について續柄、性別年齢区分、名前と年齢を記入している点では a と變りはないが、b ではその後に家族各人の配給量の記載がなく、ただちに下段に「見署用穀」として隊卒を除く家族全員の一カ月の食糧の總量が記されている。

森鹿三氏の研究によると、a はすべて大月の基準配給量が記されているのに對し、一方 b の中には小月の配給量をふくむものがあることから、a は配給を申請するときのもの、b は現實に受け渡しをしたものではないかとされる³⁴⁾。それとともに、a は甲渠候官の中でもいわゆる實名隊に限られ、b は反對に番號隊のものばかりである

ことも併せて注意される。⁽³⁵⁾帳簿表題類のうち(一)B b 18と19はaの帳尻と思われる。なお表題類のうち(一)A Iハの「卒家屬名籍」とか「卒家屬在署名籍」とは、たとえば「卒家屬稟名籍」のbタイプのうち、最下段の記入を省いたようなものである。aはロ―ウェ氏ではMD10、bはMD9に分類されている。
成卒家族の性別と年齢による食糧配給量は次のとおりである。
(一)内は年齢を示す。

未使女(一〇六) 一石一斗六升大
使女(七〇一四) 未使男(一〇六) 一石六斗六升大
大女(二五以上) 使男(七〇一四) 二石一斗六升大
大男(二五以上) 三石

ニ 食糧関係その他

- 1 a 出鹽二石一斗三升 給食成卒七十一人二月戊午□□□□
三三三 圖二七 甲七〇
- 2 入鹽八斗七升 給餅庭部卒卅人 陽朔五年正月辛亥第卅三卒夏奇第
閏月食 卅四卒范客子受守閣□□
三三三 圖三一 甲三四
- b 1 萬年縣長武 □二石卒郭聖取 元・元 圖四四

- 2 收虜縣長管千秋 麥三石 □ 一三・七 圖三九
- 3 □麴六斗 二月乙未 □ 三三・五 圖三一 甲三三〇
- 4 □□新石九斗三升少 卒 □□新石九斗三升少 □ 三三・三 圖二五
- 5 □□一石三斗 田子方 □ 三三・三 圖二六
- 6 出麴子一斗 □□卒張抹十月二日 四・三 圖三七 甲三
- aは食鹽の支給、受給の記録である。食鹽はVロdの2、3、23、30にもみられるように一人一月につき三升の割合で配給された。
bは食糧関係でその他および分類不明のものを収めた。

VI その他

- 1 候長王疆王霸坐毋辦護不勝任免移名府・一事集封 八月丙申
掾疆封 三三・三 圖三六 甲三四(圖版15)
- 2 徙王禁責誠北候長東門輔錢不服 一事一封 四月癸亥尉史同
移自證爰書會月十日 奏封 一三・一 圖三九 甲三六
- 3 卅井移驩喜縣鄭柳等責木中縣長董忠等錢謂候長建國等・一事
二封 三月辛丑令史護封 三四・四 圖三九 甲二七
- 4 卒胡朝等廿一人自言不得鹽言府・一事集封 八月庚申尉史
常封 三三・四 圖四一 甲三六
- 5 □月候長候史日迹簿言府・一事集封 十月癸巳令史弘封
三三・元 圖四二

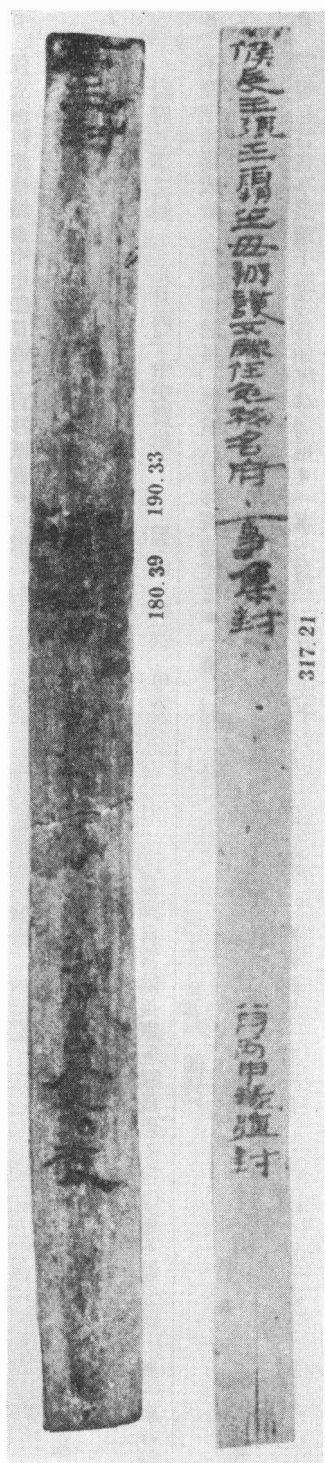
- 6 候史徐輔遷補城倉令史即日遣之官移城倉・一事一封 十二月庚子令史弘封 ☒ 一四・三 圖三六 甲八〇
- 7 ☒ 候長候史十二月日迹簿戌卒東郭利等行道貫買衣財物郡中移都尉府二事二封 正月丙子令史齋封 一四・三 圖三一 甲三三
- 8 不侵守候長成赦之責廣地縣長 ☒ 豐錢八百移廣地候官・一事一封 八月壬子尉史並封 一五・二 圖二二 甲四六
- 9 ☒ 等自言責亭長董子游等各如牒移居延・一事一封 五月戊子尉史彊封 一五・七 圖六三 甲九四
- 10 ☒ ☒ ☒ 右備已輸畢・一事一封 十一月壬戌令史敏封 一五・七 圖三六 甲六九
- 11 遣尉史承祿 ☒ 七月吏卒病九人飲藥有廖名籍詣府會八月旦・一事一封 七月庚子尉史承祿 ☒ 三三・六 圖六六 甲六九
- 12 第十八縣長鄭彊徙補郭西門亭長移居延・一事一封 六月戊辰尉史憲 ☒ 一五・五 圖三六 甲三六
- 13 ☒ 候詣府謂第七縣長由兼行候事・一事一封…… 三四・五 圖六六 甲渠言士吏孫猛有廖視事言府・一事集封 ☒ 一八・三 圖六六 莫化移故士吏輔將 ☒ 未滿・一事一封 ☒ 一七・九 圖六六 謂不侵候長輔 ☒ 一八・五 圖六六
- 14 居延候 ☒ 以…… 一六・三 圖六六 第四候長吉等會月 ☒ ☒ 一六・三 圖六六
- 15 甲渠官遣 ☒ 一五・五 圖六六 就言府 ☒ 一五・五 圖六六
- 16 移兵簿府言壽到官日時報都尉府一事一封 ☒ 一五・五 圖六六
- 17 取寧將六十二日不到官移居延邀遣・一事一封 ☒ 一五・五 圖六六

- 20 ☒ 官治狀封移告尉如府省日・一事一封 ☒ 一六・四 圖六九 圖六一 甲二七
- 21 ☒ 長壽自言候長憲傷縣長忠々自傷憲不傷忠言 ☒ 一事一封 ☒ 一四・七 圖六九 圖六九
- 22 ☒ 縣長鄭彊等錢・一事集封 十一月 ☒ 一三・二 圖三七
- 23 ☒ ……移都尉府一事一封 ☒ 一三・七 圖二七
- 24 ☒ ☒ ☒ 言府・一事一封 七月辛丑令史並奏封 一五・二 圖三元 甲二七
- 25 ☒ 一事一封 二月己卯掾常奏封 一四・九 圖二五
- 26 ☒ 一事集封 十一月甲申令史根封 一五・三 圖三六
- 27 ☒ 一事一封 正月丙辰功曹 ☒ 一六・六 圖四七
- 28 ☒ 北候長・一事一封 八月乙丑令史弘封 一六・六 圖二六 甲九五
- 29 ☒ ☒ ☒ 一事一封 ☒ 一八・七 圖三九
- 30 ☒ 封 三月己丑尉 ☒ 一七・二 圖三七
- 31 ☒ ☒ 月丙 ☒ 令史弘封 一三・六 圖五五
- 32 ☒ 二月丁卯令史弘封 ☒ 一三・五 圖五五
- 33 ☒ 十月癸酉令史弘封 ☒ 一六・三 圖四〇 甲九四
- 34 ☒ 三月丙申尉史蒲封 一五・六 圖五一 甲九六
- 35 ☒ 四月壬午守令史常封 一四・六 圖六七
- 36 ☒ 四月甲申掾 ☒ 封 一〇・二 圖四〇 甲五〇 A
- 37 ☒ 正月癸巳尉史常富封 ☒ 一〇・二 圖四七

- 38 ☒ 史忠奏封 二六・三 圖二四三
- 39 ☒ 令史忠奏封 ☒ 二六・九 圖三三 甲二五五二
- 40 ☒ 令史欽奏封 ☒ 三四・六 圖三四四 甲二三〇
- 41 ☒ 封 二六・五 圖二九
- 文書の發信を記録した簿録の斷片で、發信日簿とでもいうべきものである。上段から發信文書の内容と文書の件数を記し、下段に發信月日と發信責任者の名を記している。實際に封をほどこす發信責任者はほとんど令史や尉史であるが、時に掾の名もみえる。ローウェ氏はMDIに收録する。

- 1 書三封 其一封呂憲印 一八〇・元二九・三
一 封王忠國 十月癸巳令史弘發
一 封李勝 圖三三 甲一〇三 (圖版15)

- 2 書五封檄三 二封王憲印 二封呂憲印 二封孫猛印 二封王彊印 二封成宣印 二月癸亥令史唐奏發
- 3 書二封檄三 其一封居延卅井候 ☒ 圖三六 甲二〇七
- 4 檄二封書二封 檄二其一封居延都尉章 一 封鄭彊印 二六・五・三 圖二七一
- 5 書二封 其一封居延都尉章 ☒ 二六・六 圖四六
- 6 書一封檄三 ☒ 二六・元 圖三六 甲二〇六
- 7 其一封居延都尉章 五月戊戌尉史彊奏發 二六・八 圖四三
一 封王充印 甲九三
- 8 ☒ 居延尉章 其一封居延倉長 十二月丁酉令史弘發 ☒ 二六・三 圖四四
一 封王憲印 二六・三
- 9 書一封呂 ☒ 十一月丁未令史弘 ☒ 二六・〇 圖三六
一 封呂充印 ☒ 三・五 圖七六
- 10 ☒ 一 封呂充印 ☒ 三・五 圖七六



圖版 15

二六・三三四・三 圖三一 甲九七 (圖版16)

25 第廿三候史良詣廷受部吏奉十一月庚子平旦入 ☐

二四・六七四・〇 圖二六 甲九六

26 ☐候史良召詣官六月甲寅平旦入 二五九 圖三元

27 萬歲縣長放將 ☐詣官稟六月癸丑平旦入 二五三 圖二九 甲三六

28 臨之縣長咸爲部市藥詣官對符八月戊戌平旦入 二六二 甲三〇

29 察微縣長昌將省卒詣官十一月甲戌平旦入 馴望卒趙小奴十二月正月已稟 允五 圖三四 甲五九

月正月已稟 允五 圖三四 甲五九

30 驚虜縣長詔召詣官八月戊戌平旦入 三〇三・二 圖三三

31 當曲縣長關武持郵書詣官十月乙亥蚤食入 哭六 圖二五 甲三七

32 當曲縣長武持 ☐所辟火報詣官九月丁未日出入 ☐ 允六

圖五一

33 三堆縣長良召詣官六月辛亥下舖入 一六六 圖三一 甲九四

34 鉞庭縣長鄧尊詣官 ☐ 二三・哭 圖二五

35 制虜縣長房召詣官八月戊戌 ☐ 一六六 圖二四

36 臨桐縣長誼召詣官 ☐ 一六二 圖三〇

37 武彊縣長並持延水卒責錢詣官閏月辛酉 ☐ 三三・六 圖六四

38 第一縣長詔將部卒詣官稟六月癸丑平旦入 二五八 圖三九

39 第一縣長趙並初除詣官 ☐ 二六・三 圖四四

40 第二縣長褒將部卒詣官稟三月丙戌蚤食入 ☐ 二三・六

圖三四 甲九六

41 第六縣長常葉詣官 ☐ 一五九 圖二七

42 第六縣長 ☐將省卒三人詣官八月 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 三三・哭 圖三三

43 第六縣長護將部卒 ☐ 允七 圖二五 甲四一

44 第七縣長宗詣官 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 二五・三 圖二五

45 第八縣長宣召詣官六月壬子下舖入 二五九 圖九 甲三二

46 第九縣長宣召詣官六月壬子下舖入 二五八 圖九 甲三九

47 第十二縣長詣官自言五月戊子舖 ☐ 三三・五 圖二六 甲三三

48 第十三縣長黨召詣官稟某月癸丑蚤食入 ☐ 三六・三 圖四〇

甲九四

49 第十四縣長鳳將部卒詣官稟六月癸丑平旦入 允二 圖三四

50 第廿一縣長尊母不幸死詣官取寧五月辛巳食坐入 二五・〇 圖三九

51 第廿二縣長褒調守臨木候史詣官正月辛巳下舖入 ☐

二六・四 圖二一 甲二五

52 第廿三縣長忠行塞還詣官正月戊寅蚤食入 ☐ 二五・三

圖二八

53 第廿四縣長石匡史還詣官 ☐ 哭二 圖二五

54 第廿八縣長馬萬將省卒詣官八月乙未蚤食入 二〇三・一 圖三三

55 ☐卅二縣長聖初除詣官 ☐ 二五・一 圖二五 甲六五

56 第卅六縣長成父不幸死當以月廿五日葬詣官取急四月乙卯蚤食入

五・五 圖二五 甲六五

57 第卅八縣長謠母死詣官寧三月 ☐ 允九 圖三元 甲四六

58 ☐將部卒詣官稟正月戊寅蚤食入 二四・四 圖二一 甲三二

59 ☐詣官受十一月奉十二月乙巳下舖入 ☐ 二四・七 圖二六

- 60 ☒ 長 ☐ 詣官八月甲午下舖入 ☒ 二五・六 圖五
 61 ☒ 詣官還負錢十一月甲戌蜚食入 二七・四 圖五元
 62 ☒ 長忠召詣官 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 二七・元 圖五三
 63 ☒ 詣官五月癸卯 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 三・元 圖七
 64 ☒ 月丙寅日中入 二〇・七 圖五五 甲六〇
 65 ☒ 己酉日下舖入 四三・六 圖元
 66 ☒ 亥下舖入 一六・五 圖三三
 67 ☒ 蜚食入 二七・六 圖三六
 68 ☒ 平旦入 一七・六 圖元
 69 ☒ 平旦入 七・五 圖五〇
 70 ☒ 舖坐入 五・六 圖元
 71 ☒ 時入 二〇・六 圖三七

b

- 1 ☒ 長朱就持尉功算詣官平 六月己巳蜚食入 七・三 圖二〇
 甲五九
 2 ☒ 長 ☐ 隆召詣官 六月庚戌食坐入 三・元 圖六三
 3 第十泰候長趙彭詣官賜勞 ☐ ☐ 二〇・三 圖五三
 4 ☒ 詣官封符 ☐ ☐ 四六・六 圖四三
 5 ☒ 還詣官 ☐ ☐ 三三・三 圖一四
 6 ☒ 詣官 ☐ ☐ 二〇・三 圖五三
 7 ☒ 正月戊寅日入 四三・六 圖五五

居延漢簡の集成二

- 8 ☒ 六月辛亥舖時入 二五・三 圖六五 甲六八
 9 ☒ 十二月甲寅免食入 四三・六 圖四三
 10 ☒ 六月辛亥入 五・六 圖三〇 甲四四

詣官の「官」は候官のことである。これは候長、候史、隊長などが候官に出頭した際の一種の着到簿で、假りに「詣官」簿と名づけたものである。これには候官に到着した月日時刻をつづけて記入するaタイプと、分離して記入するbタイプとがある。これは時期による相違であろう。a、bともにローウェ氏はMD13に分類する。なお「詣官」簿については拙稿を参照されたい。⁽³⁸⁾

二

- 1 居延甲渠逆胡隊長公乘王母何 五鳳元年秋以令射發矢十二中 帶六當 三三・九 圖五五 甲七六 (圖版16)
 2 居延甲渠候官當曲隊長公乘關武 武平三年以令秋試射發矢十二中帶矢 ☒ 二五・二四 圖二五 甲七六
 3 ☒ ☐ ☐ 初元三年以令秋射發矢十二中帶矢六 四・五 圖五七
 4 ☒ 甘露元年秋以令射發矢十二中帶矢十 三・三 圖三二 甲三六
 5 ☒ 鳳二年秋以令射發十二矢中帶六當 ☐ ☐ 二〇・六 圖三三
 6 ☒ 以令秋射發矢十二中帶矢五 二七・七 圖五九 甲三三
 7 ☒ 射發矢十二中帶十二賜勞 ☐ ☐ 三三・三 圖五〇 甲四四
 8 ☒ 發矢十二中帶四 四三・三 圖三〇 甲六〇

二九一

- 9 ☒ 以令秋射發矢 ☒ 冥五・三 圖元七
 - 10 ☒ 秋射發矢十二中帶 ☒ 冥四・五 圖元六
 - 11 ☒ 發矢十二中帶 ☒ 冥五・五 圖元九
 - 12 ☒ 二年以令秋射 ☒ 冥五・五 圖三元
 - 13 ☒ …… 初元三年以令秋射 ☒ 三七・〇〇 圖四三
 - 14 ☒ 初元四年以令 ☒ 冥五・一 圖三七
 - 15 ☒ 發矢十二中 ☒ 都尉 ☒ 冥五・四 圖三六
 - 16 ☒ 中帶矢六當 ☒ 不賜 ☒ 冥五・五 圖三七
 - 17 ☒ 令秋射發 ☒ 冥五・三 圖三七
- 士吏、候長、縣長ら吏に對しては毎年秋に弓射の試験が行われた。各自矢12本を發射し、的中した矢6本を基準に、それ以上の成績をおさめると矢1本につき勞（勤務日數）が15日加算され、反對に基準に達しない場合は罰として勞を引かれることになっていた。この弓射の試験を秋射という。ニは秋射試験の個人別の成績の記録である。こうした記録をあつめたものが、(一) B b 27~31の「秋射賜勞（奪勞）名籍」である。なお13~15は或は爰書か書檄の一部かもしれない。ローウェ氏ではMD 6に分類する。

ホ

a

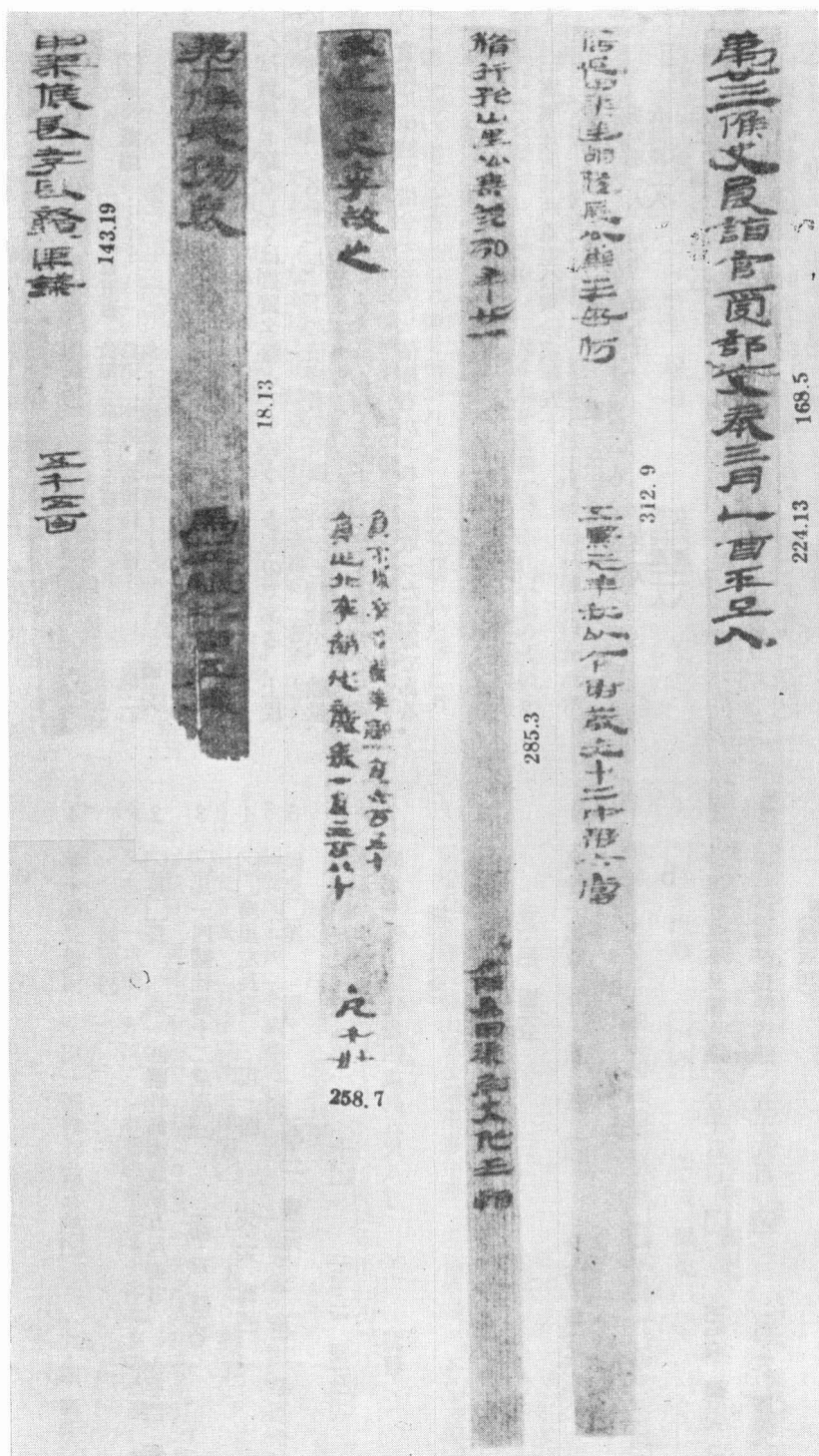
1 居延甲渠止害縣長居延收陸里公乘孫勳年卅 甘露四年十一月辛

- 2 未除 ☒ 一五・三 圖三三 甲四三
 - 3 ☒ 第十六縣長居延利里上造鄭陽年卅七 始建國地 ☒ 三三・〇六 圖三三
 - 4 ☒ 年五十七 神爵三年八月乙亥除 尉史…… 四〇・三 圖三七 甲五三
 - 5 ☒ 國地皇上戊三年五月乙巳除 ☒ 七〇・六 圖三六 甲三六
 - 6 ☒ 月乙亥除 ☒ 七・八 圖三六
 - 7 ☒ 月辛酉除 ☒ 七・五 圖三六
 - 8 居延甲渠第廿五縣長居延始至里張 ☒ 年卅 ☒ 四年七月 ☒ ☒ ☒ 三六・二 圖三六
 - 9 居延轂胡縣長龍山里公乘樂憲年卅 徙補甲渠候史代張赦 ☒ 三・元 圖三六 甲四
 - 10 脩行純山里公乘范弘年廿一 今除爲甲渠尉史代王輔 二五・三 圖三〇 甲二五 (圖版16)
 - 11 關番夫王光 今調兼行候事 ☒ 三七・五 圖三一 甲三六
 - 12 尉史王並 二月甲辰調尉從史 ☒ 二五・三 圖三九
- ホは叙任、昇任の記録である。a b二つの形式がある。(一) B b 33、56にみえる「除書」とは、これらの簡をまとめたものと思われる。

b

へ

- | | | | |
|---|-------------------------|-------------------|--------|
| 1 | 入葬十束 …… 二百 | 圖三〇 | 312.9 |
| 2 | 出葬三石(束) 四月庚辰候長朔以食棗佗六匹行塞 | 粟宿匹二錢 | 224.13 |
| 3 | 出葬九束 正月甲子以食司 | 圖三〇 甲二壹元 二四・五 圖三九 | 169.5 |
| 4 | 出葬八十束 以食官牛 | 圖三三 甲二三 | 285.3 |
| 5 | 出第十五積葬六百五十三石(束) | 圖三三 甲二三 | 312.9 |
| 6 | 出葬四百束 不侵縣長王忠買 | 圖三三 甲二三 | 285.3 |
| 7 | 給徵千人承蘇奉行塞 | 馬三匹二束 圖三六 | 258.7 |



- 8 ☐ 萬年懸焚五百束 ☐ 〇・三 圖二六
- 9 ☐ 山亭部二積焚千六百 ☐ 二七・二六 圖三六 甲一四六
- 10 第廿二積焚千石(束) 永始二年伐 四・五 圖六一 甲六
- 11 出荳六斗 食候長候史私馬六四十一月食 四七 圖二五 甲三三
- 12 見焚二千九百九十八束 …… ☐ 二七・二五 圖二五
- 13 今餘焚五千六百五十束 三・五 圖五七 甲四
- 14 受杜君務程州石其十五石稟柱馬食十五石
- 15 正月廿一日 ☐ 盡十四日八 ☐ 石三斗廿三日食馬凡四斗又四斗又
三斗二月二日食馬一斗二月十二日食馬二斗
稟候長候史馬二匹吏一人 五七・三 圖二六
閏月食餘四斗見
- 15' ☐ 廿七日出粟一石 ☐ 尉史馬 (裏面) 四・元 圖五五、五六 甲四元
チには馬關係の簡を一括した。漢簡にみえる馬には驛馬、傳馬があり、これら官馬に對して個人の所有する私馬もあった。
- a は馬の名稱の類である。「馬一匹」の下にはそれぞれに毛色、性、年齢、高さが記入されている。驛は赤黃毛、驪は黒毛、駁はぶちである。なお驛馬にみえる「上、調習」とか「中」といった記入は、上中は良駕の評価であり、調習は調教訓練をしたことを意味するものと思われる。⁽⁴⁰⁾ 9 は馬數を點檢したテーブルの一種で、前者とは異なる。
- b は馬錢に關するものである。1 と 2 は同じ甲渠候長李長嶺で錢も五千五百と同額であるが、筆蹟は別である。これは時期を異にするか、あるいは書きなおしたものであろうか。3 は馬を貰買(かけ

買い) し、一部を返済した残りの金額を記したものである。この3の簡から類推すると、1と2はあるいはVIへのような貰買名籍の一種ではなかったかと考えられる。馬一匹の値段はここでは五千五百錢、五千三百錢とみえているが、地灣(ウラン・ドルベルジン)出土の禮忠簡には「用馬五匹直二萬」とあって、一匹四千錢であったことが知られ、それはまた『史記』貨殖列傳の馬一匹の値段と同額である。⁽⁴¹⁾ 兩者に若干の開きはあがあるが、當時馬一匹は四千〜五千錢前後というのがだいたいの相場であつたようである。

c は牛馬の食糧としての焚その他の出納簿の斷片である。焚は、「まぐさ」のことで、一般に束を單位に數えられる。2、5と10に石とあるのは束の誤りであろう。荳は豆のこと。また務程はきびの類で兵士の食糧でもあるが、これが馬食に支給されたことはV rod 26でも知られる。

リ

- 1 居延甲渠第十二隊長公乘程宣 五鳳二年 ☐ 二〇・三 圖五三
居延都尉
- 2 第十九隊長徐翰 …… ☐ 三三・三 圖一七
- 3 入新隊長一人 楊 ☐ 一〇五・四 圖三一
- 4 鉞庭候長李縑 三七・二 凡得十二人 二〇六・五 圖三四
甲二四
- 5 不侵候長李順 二 ☐ 二三・一〇 圖二五
- 6 ☐ 隊長史昌 壬子 ☐ ☐ ☐ 二五九 圖二七

- 7 成卒鄴東利里張敵第卅車 一六・一〇 圖三三
8 成卒曾里石尊第卅車五人 四七・四 圖五四
9 邯鄲卒王武第六 三・七 圖五九
10 一兩其輪載六空備畫一輪一札折 一兩員丘第五車一
一兩員丘第九車三 一兩員丘第十一車 一
二兩員丘第十一車 一
三六・六 圖二六
11 安君里周逢德 丁未日入百 壬子日入三百 三・三 圖三三
12 縣 第卅四縣 第卅 六・六 圖二六
13 成卒八十五人 十一月 一六・四 圖四〇
14 十人 侯 三月癸未盡六月積七月二日 四・五 圖二五
15 其二人令史 一尉史 四・七 圖四一
16 千八十 候長 縣長 三・四 圖五
17 臨木部吏九人五十四 誠北部吏十一人六十六 一〇・六 圖四七 甲亥二
18 百石吏三百 斗食吏二百 佐吏百 六・元 圖一六
19 子取 伐胡縣長 縣長 六・三 圖二二
20 入布二百九十五匹 出一匹庫買錢見 三六・二〇 圖二一
21 五月餘 三・九・一〇 圖三三
22 凡用帛百一 三・六 圖四九
23 出卅 餘千七百十 三・三 圖五七

- 24 正月丙辰 虜縣長偃取 一五・二 圖二五 甲八元
25 九日積六千九百六十人六升 二・七 圖三三 甲三二
リは帳簿の簿録で分類不明のものを一括した。この中にはあるいは分類の可能なものもあるであろうが、いちおうここにまとめて將來の検討をまつことにする。

以上が破城子出土の定期文書すなわち帳簿の本文に當るものである。その内容と書式によって60餘種に分類した。斷簡で縣名だけのものとか、また人名、月日、數字だけのもの、あるいは數文字を残すもの、また釋讀できないものなどは省略して、他はほとんど網羅したつもりであるが、短期日でまとめたために中には採り残したものがあるかもしれない。それらについては機會をみて補正したいと思う。

また分類整理にあたっては特に書式という點に重點をおいたが、反面分類不明な簡をできるだけ少くするために、中には若干書式の異なるものも敢て挿入した場合もある。そのため嚴密に言えば、書式を中心とするという原則からずれるものもあるが、書式の異なるものは同一文書の最後におくことによって、いちおう原則をとおしたつもりである。また各文書の説明はできるだけ簡略にした。從來の研究がそうであるように、これらの文書のどれ一つをとってみても優に論文一つを構成するほどの内容と問題をふくんでいる。ただ本稿の目的が漢簡の集成にあり、繁雜を避けるために要點だけを記すにとどめたことをことわりしておきたい。

帳簿表題類の補遺と訂正

前號すなわち「居延漢簡の集成一」を校了してのちに、ローウェ氏の出土地別の簡番號表により、破城子出土簡のうち上番號で

一六、六八、七一、二〇二、二三一、二三二、二三三、二三四、二三七、四一三、四八二

が遺漏していることに気がついた。⁽⁴⁸⁾ 帳簿表題類について、その他と残した分もふくめてここに補遺としてあげておく。なお、本號の帳簿本文についてはすでに採録済みである。

帳簿表題類 補遺

A 表紙

II 縫隙勤務

イ 「作簿」

5 ☒ 正月 ☐ 省卒作 ☐ 簿

☒ 三三・五 圖四八

ハ 「郵書」

3 甲渠候官河平二年三月郵書 ☐

三三・四 圖三三

IV 見錢出納

ロ 「吏受奉名籍」

5 ● 居延甲渠候官本始三年正月盡三月吏奉賦名籍 ☐

三三・六

圖三五 甲渠一

V 食糧

ロ 「吏卒稟名籍」

8 河平三年五月官吏稟 ☐

三三・四 圖三四

居延漢簡の集成二

VI その他

29 ● 元康二年九月右前候長候史 ☐

三三・一〇 圖七

30 ● 吞遠永光四年八月 ☐

六三・三三 圖一八

31 ☒ 亭 ☐ 名籍 ☐ 出入簿

三三・四 圖一七

32 ● 居延甲渠候官第廿七懸長士伍李宮
建昭四年功勞案

二五・九 圖六一 甲九六

B 表紙以外のもの

a 簿檢

20 ☒ 居攝三年

20' ☒ 居攝三年

計簿會 (裏面) 七〇・三 圖三四、三五

21 ☒ 詣官 ☐ 責書

21' ☒ 建始三年正月盡

☐ 名籍 ☐ 書 (裏面) 二五・二 圖二五、二六

b 「●右」類

53 ● 右第一車父杜 ☐ 守父斬子衡 算身一人 ☐

53' ● 右第八車 ☐ (裏面) 一八・四 圖三九、四〇

54 ● 右官史三 ☐ 三三・四 圖六四

55 ● 右故官 ☐ 三三・四 圖八一

56 ● 右除 ☐ 三三・五 圖六六 甲四九

57 ● 右一人王官 ☐ 七・四 圖六九

c 「●凡」類

12 ● 凡積九十人 其十人養 定作十六人得繩千六百丈率人廿丈 與此三千二百丈 ☐

二九七

一四・三二七・三四 圖三六 甲九七

13 ●凡史卒 用粟百七石□斗 □ 三六三 甲三五三

14 ●取凡十九人家屬盡月見 用粟八十五石九斗七升少 二〇三・七

圖三〇

15 ●凡出粟三十三石 給卒驛小史十人三月食 四三三 圖一〇九

16 ●凡出粟三百一十六石三斗 □ 一六・完 圖三二

17 凡出穀五石二斗六升 □ □ 四六・五 圖六二

18 凡還入千八百五十九 □ □ 〇二・七 圖三七

19 ●凡直六十六 □ □ 三七・八 圖五八

20 ●凡戌卒八十三人 定積二千四百九十人 三四・六 圖四〇

21 ●取省卒十□人 …… □ □ 三四・九 圖八一

また表紙AのうちIハの1にあげた「□月卒家屬在署名籍」は削除し、□ハ3に次の名籍を入れる。

ハ「卒家屬名籍」

3 □月卒家屬在署名籍 月小 □ 一六・一〇 圖四三 甲一〇五

四 ち ず び

居延漢簡の集成と題して二回にわたり、特に破城子（ム・ドルベルジン）出土の定期文書（帳簿類）の集成を試みた。ただ初めにも述べたようにこれはあくまでもわたくしの試案であり、他にもいろいろな基準による分類整理の方法があることはいうまでもない。し

かし、いずれにしろ、こうした整理をへ、文書の性格を十分に把握してこそはじめて資料として使えるものである。

また本稿で試みたような集成は、破城子のような數量の多いところよりも地灣（ウラン・ドルベルジン）や大灣（タラリンジン・ドルベルジン）のような數量の比較的少いところで先ず行うというのも一方法である。しかし敢て一番量の多い破城子を選んだのは、これも最初に述べたように多種多様な文書によって一つの體系をつくるのが、少量のものを整理する基準となると考えたからにほかならない。居延簡には破城子出土簡のほかに先の地灣、大灣出土簡があり、また瓦因托尼（ワイン・トレイ）出土簡などがある。また漢代木簡には居延のほかに敦煌簡があり、更には樓蘭簡などがある。それらのうちのかなりな部分については、本稿で示した分類が適用されるであろう。

また最近の「考古」一九七三年第二期には侯仁之、俞偉超兩氏の執筆で「烏蘭布和沙漠的考古發現和地理環境的變遷」と題する報告を掲載している。それによると一九六三年と七一年の二度にわたり内蒙古と寧夏の兩自治區にまたがる烏蘭布和沙漠一帯が調査され、陰山山系中の哈隆格乃山谷と大壩溝山谷中で13の漢代烽燧の遺跡が確認されている。ここでは木簡類はまだ発見されていないが、烏蘭布和沙漠の西北部の陰山山脈中には同様な漢代烽燧の遺跡のあることが報告されているし、また近年、中國では考古學の三本柱の一つに邊境考古學を打ち出しており、今後とも相當數の木簡文書の発見

が豫想される。そうした將來新出の木簡の整理の上にも、本稿が一つの基準となるであろう。

最後に第二章で批判した陳夢家氏の破城子に居延都尉府がおかれていたとする説に對しては、もはや贅言を要しないだろう。居延都尉のもとには甲渠候官のほかに居延候官、卅井候官、殄北候官の四候官がおかれていたことが明らかにされている。⁽⁴⁴⁾もし破城子に居延都尉府がおかれていたならば、それら各候官から提出された關係の定期文書類が出てくるはずである。しかるに第三章で破城子出土の定期文書を見るかぎり、甲渠候官およびその所轄の候縣に限られ、それら以外のものが見出されないことは、破城子は元來甲渠候官のおかれた土地で、ここには居延都尉府はおかれなかったことを如實に證明するものである。

(この研究は昭和四七年度文部省科學研究費「漢代文物の考古學的研究」によるものである。)

注

- (22) Michael Loewe: Records of Han Administration, 2 vols. Cambridge 1967. (以下同。)
- (23) 西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造——二十等爵制の研究——』東京大學出版會、一九六一。
- (24) 作業内容については藤枝晃「長城のまもり」(自然と文化別編Ⅱ、一九五五)を参照。
- (25) Bo Sommarström: Archaeological Reserches in the Edsen-Gol Region, Inner Mongolia. 2 vols. Stockholm 1956—58.
- (26) 蓬品は「I」にみえる。

- (27) 勞幹「居延漢簡考證」を参照。
- (28) 林巳奈夫氏の教授による。
- (29) 拙稿「禮忠簡と徐宗簡について——平中岑次氏の算賦申告書説の再検討——」(東洋史研究二八・二・三、一九六九)を参照。
- (30) 岡崎敬「漢代邊境兵士の被服について」(東洋史研究二二・三、一九五三)を参照。
- (31) 拙稿「居延漢簡にみる候官についての一試論——破城子出土の八詣官ノ簿を中心として——」(史林五六・五、一九七三)を参照。
- (32) 米田賢次郎「漢代邊境兵士の給與について」(東方學報京都二五、一九五四)を参照。
- (33) 注(31)の拙稿を参照。
- (34) 森鹿三「居延出土の卒家屬廩名籍について」立命館文學一八〇、一九六〇。
- (35) 拙稿「居延漢簡縫懸考——とくに甲渠候官を中心として——」東方學報京都三六、一九六四。
- (36) 市川任三「居延簡印章考」財團法人無窮會東洋文化研究所紀要五、一九六四。
- (37) 饒宗頤氏が「居延零簡」(『金匱論古綜合刊』第一期所收、一九五七)で紹介したもので簡番號を缺いているが、城北候は簡番號二〇三・一五の簡によって甲渠候官所屬の候であることが明らかであり、破城子出土簡の中に入れることができる。
- (38) 注(31)の拙稿を参照。
- (39) 注(29)の拙稿を参照。
- (40) 森鹿三「居延簡に見える馬について」(東方學報京都二七、一九五七)を参照。
- (41) 注(29)の拙稿を参照。
- (42) 『史記』貨殖列傳に五十頭の馬は二十萬錢とある。
- (43) 原簡番號と出土地について、ローウェ氏は「甲編」に明記するもの、「ソマーストロウムの報告にみえるもの」、「(三)は(一)および(二)の簡と綴合

するもの、(四)封檢類、(五)破城子出土の簿録の一部を構成すると思われるものの五段階に分けて詳細なる比定を行なっている。本稿の破城子出土簡の比定は若干を除きほとんどこのローウェ氏の研究によるもの

である。

(44) 陳夢家「漢簡考述」考古學報一九六三一。